

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2024年10月29日
【発行者の名称】	株式会社トワライズ (TOWARISE CORPORATION)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 古山 英明
【本店の所在の場所】	鳥取県米子市東福原2丁目1番1号
【電話番号】	0859-35-3100
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営統括部長 高田 裕文
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 直樹
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社トワライズ https://www.towarise.jp 株式会社東京証券取引所 http://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時点における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第59期	第60期	第61期
決算年月	2022年 7 月	2023年 7 月	2024年 7 月
営業収益 (百万円)	5,933	5,860	6,891
経常利益 (百万円)	411	388	395
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	355	225	697
包括利益 (百万円)	377	269	828
純資産額 (百万円)	3,537	3,467	3,860
総資産額 (百万円)	38,301	38,393	43,863
1株当たり純資産額 (円)	1,997.02	2,230.42	3,023.59
1株当たり配当額 普通株式 C種優先株式 (うち1株当たり中間配当額) (普通株式) (C種優先株式) (円)	10 162,600 (-) (-)	10 164,300 (-) (-)	10 165,100 (-) (-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	324.15	200.49	674.24
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	9.2	9.0	8.8
自己資本利益率 (%)	9.9	6.5	19.0
株価収益率 (倍)	—	—	—
配当性向 (%)	3.1	5.0	1.5
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△ 946	△1,399	△3,780
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△ 115	△8	110
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△ 810	△113	3,556
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	3,426	1,903	1,790
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕 (名)	405 [72]	351 [56]	328 [46]

- (注) 1. 2023年10月27日開催の株主総会決議により、2023年11月7日付で普通株式400株につき1株の割合で株式併合を行っております。また、2024年2月16日付で普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っております。このため、第59期の期首に当該株式併合及び株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
2. 普通株式に係る1株当たり当期純利益金額についての詳細は、「第6 経理の状況 連結財務諸表等 注記事項 (1株当たり情報)」に記載のとおりであります。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
5. 第60期の連結財務諸表については、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき太陽有限責任監査法人による監査を受けており、第61期の連結財務諸表については、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき太陽有限責任監査法人による監査を受けておりますが、第59期の連結財務諸表については、当該監査を受けておりません。

2 【沿革】

当社は、1963年8月に米子市において、クーポンによる月賦販売を目的としていた市内の複数の事業者を出資者として、現在の株式会社トワライズの前身である「米子信用販売株式会社」を発足しました。

その後、1967年9月に商号を「山陰信販株式会社」に変更し、全国信用販売事業連合会（後の一般社団法人日本クレジット協会）に加盟し、専門店、小売店とも加盟店契約を締結するなど、業容拡大し、鳥取県・島根県両県を基盤として事業展開するに至りました。

当社は、2023年に創立60周年を迎えたのを契機とし、新たな名前でさらなる成長を遂げたいという未来への想いを込め、2024年7月に商号を「株式会社トワライズ」に変更しました。

なお、現在の主力取引金融機関である株式会社山陰合同銀行の当社への出資の起源は、1985年3月に当社がしまね信販株式会社を吸収合併し同社の全株主に対して新株式の割当てを行った際に、同行へも割当てを行ったこととなります。

現在の企業集団に至るまでの経緯は、次のとおりであります。

年月	概要
1963年8月	米子信用販売株式会社設立
1964年8月	米子信用販売株式会社を山陰信用販売株式会社へ社名変更
1967年9月	山陰信用販売株式会社を山陰信販株式会社へ社名変更
1978年7月	ホテルわこうオープン
1985年3月	しまね信販株式会社を吸収合併、株式会社サンメディア設立
1985年7月	太陽信販株式会社を吸収合併
1996年3月	株式会社テレプラザ設立
2000年5月	ホテル部門を分離独立し、株式会社ホテルわこう設立
2000年7月	第三者割当増資実施
2012年5月	株式会社わこう介護サービス設立
2017年9月	山陰信販 東京支店開設
2019年7月	山陰信販 名古屋支店、札幌支店開設
2020年8月	株式会社サンメディア吸収合併
2020年11月	株式会社F C パートナーズグループ会社化
2021年7月	大宮サービスデスク開設
2022年3月	ビジネス特許取得「債権ファクタリング支援システム」
2022年8月	東京に戦略営業部設置
2023年2月	Pays UP!（給与前払いサービス）導入
2024年7月	山陰信販株式会社を株式会社トワライズへ社名変更、東北支店開設
2024年10月	東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに株式を上場

3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社4社により構成されております。主な事業内容、当社グループにおける各社の位置づけは次のとおりであります。

セグメント	事業内容	会社名
信販事業	個別信用購入あっせん、包括信用購入あっせん、融資、信用保証（オートローン、フリーローン）	株式会社トワライズ
携帯電話事業	ドコモショップ（7店舗運営）	株式会社テレプラザ
その他事業	ホテル事業	株式会社ホテルわこう
	介護・福祉事業	株式会社わこう介護サービス
	自社クレジット事務代行事業	株式会社F C パートナース
	トランザクション事業、システム関連事業	株式会社トワライズ

(1) セグメント内容

① 信販事業

a 個別信用購入あっせん

当社の加盟店が不特定の消費者に割賦販売を行う場合、当社が信用調査の上承認した顧客に対してその代金を顧客に代わって加盟店に立替払いし、顧客から約定の分割回数により立替代金の回収を行います。

b 包括信用購入あっせん

当社が信用調査の上承認した顧客（以下「会員」という）にクレジットカードを発行し、会員は当社の加盟店で、そのカードを呈示することにより、商品の購入又はサービスの提供を受けることができます。その代金は当社が会員に代わって加盟店に立替払いし、会員から約定の分割回数により立替代金の回収を行います。

これら会員の募集形態によって、当社が直接募集するプロパーカードと、加盟店の顧客に対して加盟店固有のカードとして発行する提携カードがあります。

c 融資

当社のクレジットカードに付帯するキャッシングサービスと、融資専用カードとしてのローンカードがあり、会員の信用状況に応じて提携金融機関のA T M等により融資を行い、会員からは融資額をリボルビング払い及び翌月一括払いにより回収します。

d 信用保証

消費者が提携金融機関から自動車の購入資金等を借り受けるにあたり、当社が信用調査を行い承認した顧客に対して、その債務を保証するものです。

② 携帯電話事業

当社の子会社である株式会社テレプラザが、株式会社N T T ドコモとの代理店契約に基づき、顧客に対し、同社が提供する通信サービスの利用契約の取次と携帯端末の販売を行っております。

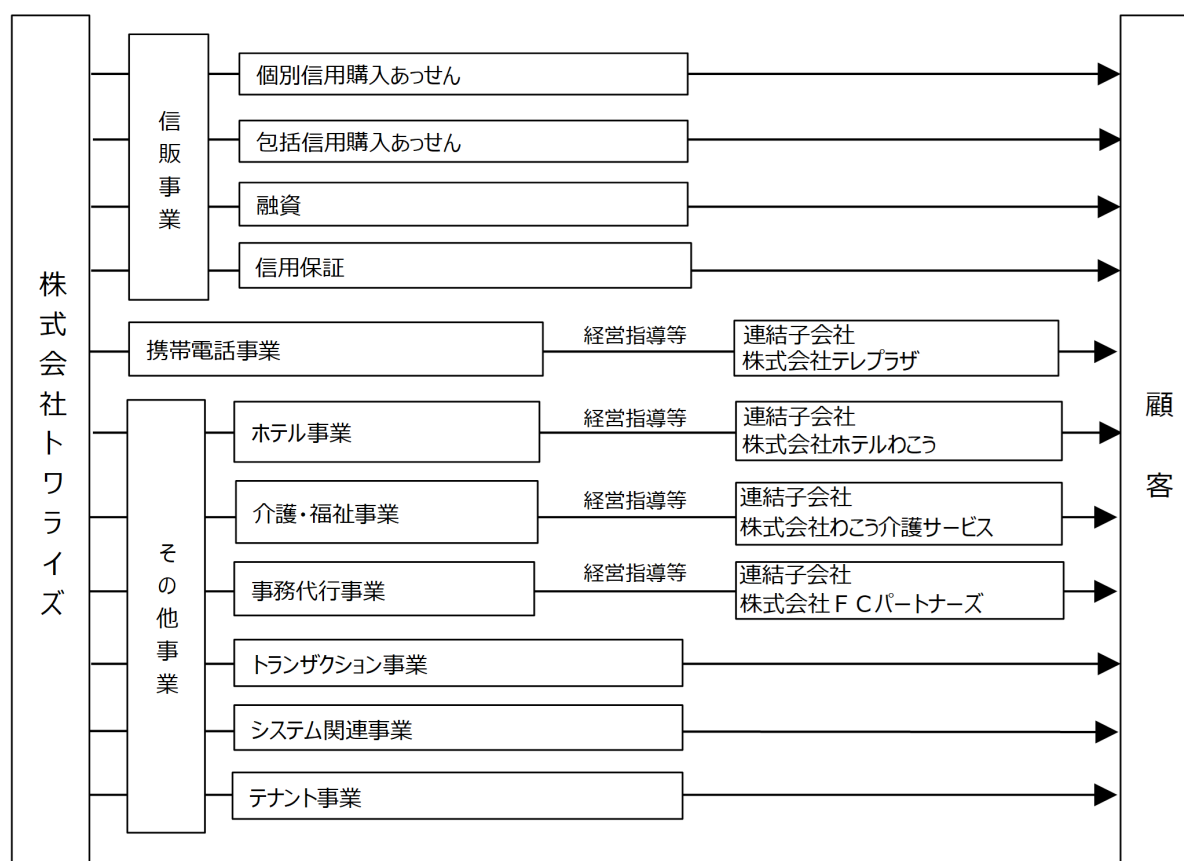
③ その他事業

当社では、信販事業とは別に、ファクタリングや給与前払いサービスを中心としたトランザクション事業、システム機器やプログラムプロダクト等の販売やテナントの貸出提供を行っております。

その他、株式会社ホテルわこうでは、ホテル運営を通じたサービス、株式会社わこう介護サービスでは介護及び障がい福祉施設を通じたサービス、株式会社F C パートナースでは、販売店様が自ら決めた分割払いの条件で商品やサービスを販売する仕組み「自社割賦」の事務代行サービスを提供しております。

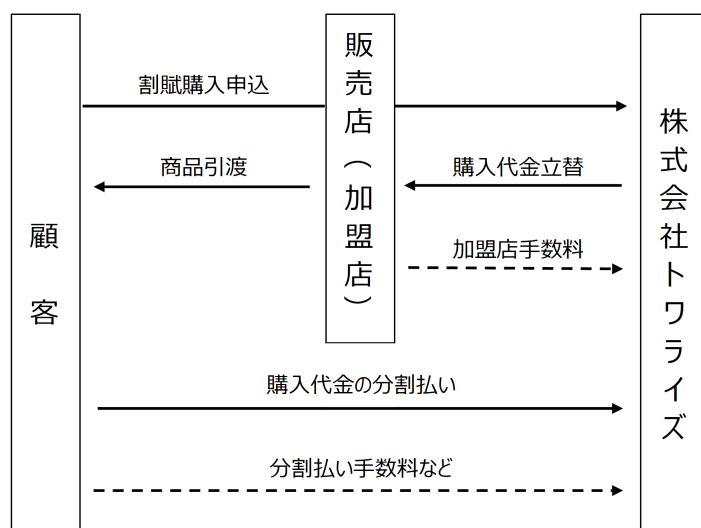
(2) 事業系統図

① 全体図

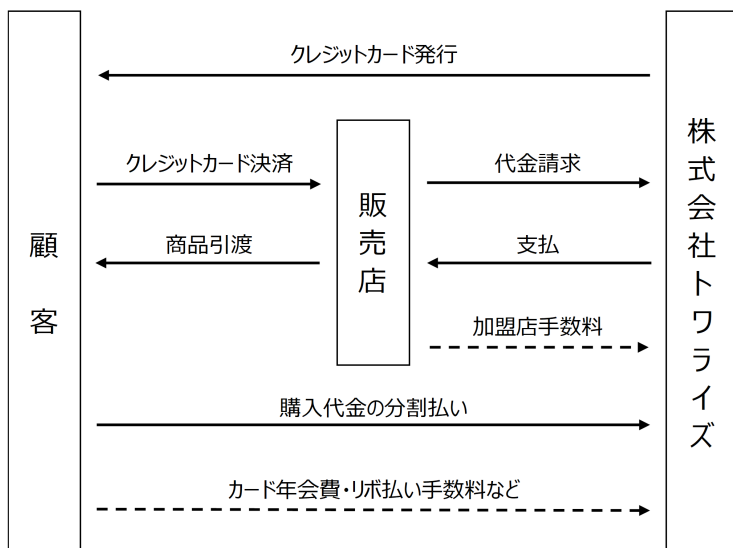


② 主要事業内容別の系統図

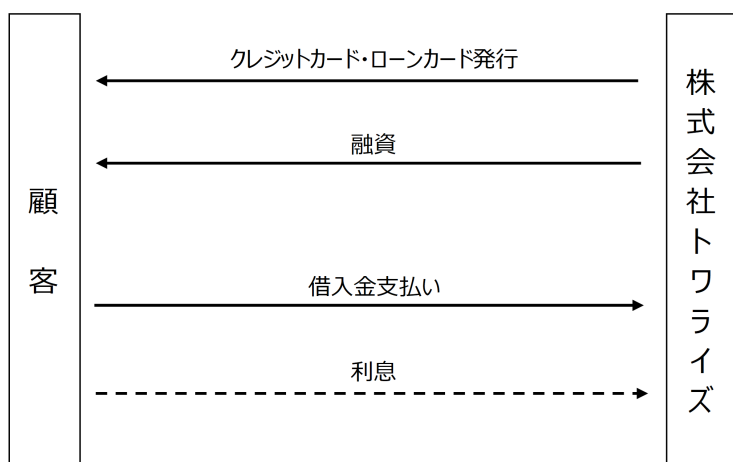
a 信販事業 個別信用購入あっせん



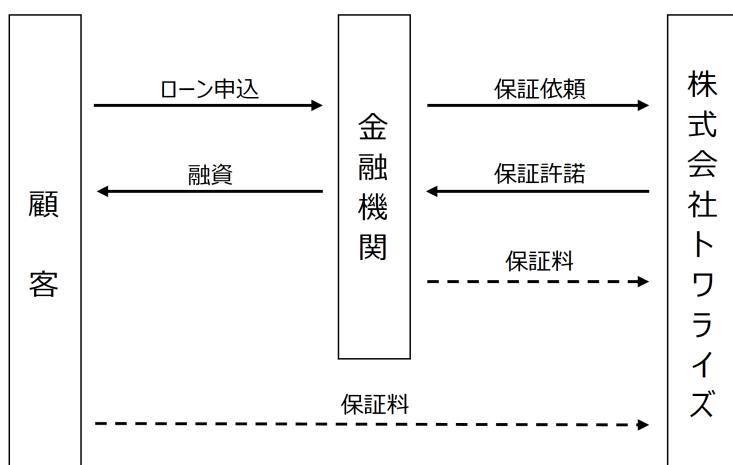
b 信販事業 包括信用購入あっせん



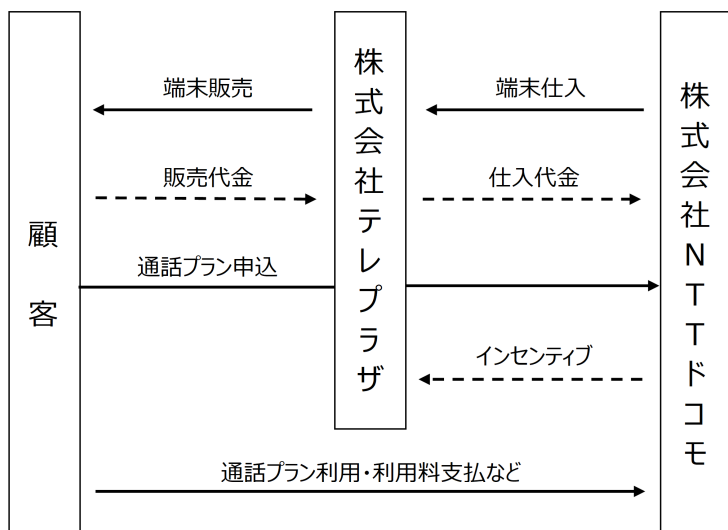
c 信販事業 融資（カードキャッシング）



d 信販事業 銀行保証



e 携帯電話事業



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社4社) 株式会社テレプラザ (注) 2、4	鳥取県米子市	30	携帯電話事業	100.0	役員の兼任 賃貸借契約
株式会社ホテルわこう	鳥取県米子市	20	ホテル事業	100.0	役員の兼任 賃貸借契約
株式会社わこう介護	鳥取県米子市	35	介護・福祉 事業	100.0	役員の兼任 賃貸借契約
株式会社F C パートナーズ	東京都中央区	6	自社クレジット事務代行事業	100.0	役員の兼任 賃貸借契約

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載の名称を記載しています。

2. 特定子会社であります。

3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

4. 株式会社テレプラザについては、営業収益（連結会社相互間の内部営業収益を除く。）の連結営業収益に占める割合が10%を超えております。当該会社の当連結会計年度の主要な損益情報等は次のとおりです。

主要な損益情報等

① 営業収益	2,672百万円
② 経常利益	177百万円
③ 当期純利益	119百万円
④ 純資産額	419百万円
⑤ 総資産額	858百万円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2024年7月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
信販事業	163 [13]
携帯電話事業	71 [10]
その他	62 [23]
全社（共通）	32 [0]
合計	328 [46]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パート及びアルバイト社員）は、最近1年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、提出会社の管理部門に所属する、事業セグメントに区分できない従業員数であります。

(2) 発行者の状況

2024年7月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
214 [13]	44	14	3,978

セグメントの名称	従業員数(名)
信販事業	163 [13]
その他	19 [0]
全社（共通）	32 [0]
合計	214 [13]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パート及びアルバイト社員）は、最近1年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、提出会社の管理部門に所属する、事業セグメントに区分できない従業員数であります。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度における我が国経済は、円安を背景とした輸出関連企業の業績改善が牽引し緩やかな回復傾向にありましたが、期末に向けては過度な円安の進行による物価上昇や、各国の金融引き締めの影響による世界的な景気下振れリスクもあり、依然として先行きは不透明な状況が続いております。さらに、日銀の利上げによる調達コストの上昇と、物価高の中賃上げが進まない悪循環により信用リスクが一部で顕在化するなど、当社グループを取り巻く社会経済環境は予断を許さない状況にあります。

当社グループが属する信販業界においては、キャッシュレス比率の高まりに合わせた包括信用購入あっせんの市場規模拡大により、規模の経済がより鮮明となり大手への寡占化が進む中、当社においては個別信用購入あっせん等へのポートフォリオの組み換えが急務となっております。また、携帯電話業界においても、新規契約ターゲットである若年層が先細りになる中で、キャリア間の競争がさらに激化するなど厳しい経営環境が続いております。

そのような中、コストアップに耐え得る企業体質強化を図るため、事業ポートフォリオの組替えと収益性を考慮した組織体制の見直しに重点的に取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の営業収益は6,891百万円（前年同期比17.6%増加）、営業利益は362百万円（前年同期比46.6%増加）、経常利益は395百万円（前年同期比1.8%増加）となりました。

また、当連結会計年度において企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」における会社分類の見直しを行い、繰延税金資産の回収可能性を慎重に検討した結果、当連結会計年度の繰延税金資産は前連結会計年度末と比較して495百万円増加し、これを主因として、法人税等調整額（△は利益）を△572百万円計上しました。以上の結果、親会社株主に帰属する当期純利益は697百万円となりました。

セグメント別の経営成績は、以下のとおりであります。

信販事業におきましては、2024年7月に宮城県仙台市に東北支店を開設し念願の全国7大都市圏の大型マーケットに拠点設置が完了するなど、主力の個別信用購入あっせんが牽引しトップラインを引き上げ増収となりましたが、環境悪化による延滞債権増加への対処として貸倒引当金の繰入がコストに跳ね返り減益となりました。この結果、営業収益は3,626百万円（前年同期比12.2%増加）、セグメント利益は200百万円（前年同期比38.0%減少）となりました。

携帯電話事業におきましては、販売戦略の強化として、ハイエンド端末販売推進による単価アップと販売オペレーション改善による効率アップによる増収に努めました。この結果、営業収益は2,671百万円（前年同期比35.9%増加）、セグメント利益は175百万円（前年同期はセグメント損失23百万円）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は1,790百万円（前期末比113百万円減）となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は3,780百万円となりました。これは主に売上債権の増加4,974百万円、税金等調整前当期純利益377百万円、割賦利益繰延の増加560百万円等によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果獲得した資金は110百万円となりました。これは主に有形固定資産の売却による64百万円の収入、投資有価証券の売却による59百万円の収入等によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果獲得した資金は3,556百万円となりました。これは主に短期借入れによる54,700百万円の収入、短期借入金の返済による51,200百万円の支出等によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため記載は省略しております。

(2) 受注実績

当社グループは、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため記載は省略しております。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同期比(%)
信販事業	3,626	112.2
携帯電話事業	2,671	135.9
その他	593	89.5
合計	6,891	117.6

(注) 1. セグメント間取引については相殺消去しております。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
株式会社N T T ドコモ	1,667	28.5	2,168	31.5
株式会社山陰合同銀行	597	10.2	648	9.4

3 【対処すべき課題】

当社グループにおいては、以下の事項について対処すべき課題と認識しております。

(1) 事業戦略について

① 信販事業

2017年の東京支店出店を皮切りとした東日本エリアへの営業攻勢により、山陰・山陽地区に根付いた地方信販会社から、全国5大都市圏の大型マーケットに営業基盤を広げる全国型企业へ脱皮しつつあります。エリア拡大が一巡しつつある中で、大手を含む同業他社等競合がひしめく大型マーケットで今後も成長を遂げていくには、既存事業領域でのシェアアップだけでは限界があり、トランザクション事業を中心とした新領域を成長エンジンとする事業戦略をさらに推進・強化していく必要があります。

この事業戦略を展開していく上で、サービス提供力等を高める意味で、IT・デジタル戦略の強化は欠かせず、DX（デジタルトランスフォーメーション）推進を加え成長エンジンの両輪とすべく以下の課題に取り組んでいきます。

a 利益基盤を確立させる事業戦略の推進

持続的利益成長に向けて、今後も個別信用購入あっせん部門を主力に専門サービス業種など高利回りが期待できる分野を伸ばしていく必要がありますが、これら既存領域に過度に依存することのないよう、トランザクション事業など新領域の開拓も並行して進める必要があります。

2023年2月にトランザクション事業の新商品として「給与前払いサービス Pays UP!」を販売開始しました。この新商品は、求人活動の差別化や従業員満足度向上といった、導入企業様のビジネスニーズを満たすサービスとして新規性も認められ、新たな収益の柱となるよう、重点的に拡販し成果の積上げを図っていきます。

b DX推進によるIT・デジタル戦略の強化と業務改革の推進

当社グループが他社とは違う独自性を打ち出し競争に打ち勝つためには、多様化する顧客ニーズの中から当社グループの強みを活かし顧客満足度を引き出せるよう、提供するサービス・ビジネスモデル・業務プロセス等において、デジタル技術の活用による変革（DX）が必須となります。このDX推進に向け、以下を重要アジェンダ（検討課題）と位置付け、具体的施策を洗い出し実施効果と実現性に基づいた優先付けのもと取組みを図っていきます。

- i. 利益の追求（営業力強化・業務効率化）
- ii. 提案力（デジタルマーケティングとCRMの有機的連携）
- iii. 成長性（システムアーキテクチャーとITガバナンスの強化）
- iv. 信頼（ファンづくり・本質的なユーザーニーズの見極め）
- v. コンプライアンス
- vi. 社会への貢献

② 携帯電話事業

従来の携帯端末の販売を通じた通信サービス提供のみでは、他キャリアとの競合激化により成熟化が進む市場環境において今後の成長が望めない状況にあります。

よって、今後は通信サービス提供にとどまらずに付帯させるスマートライフ分野を強化していくことが重要であり、同分野にて提供する各種コンテンツ（クレジットカード、TV・マガジン提供サービス等）を拡販し独自性を打ち出し、収入増に結び付けることで活路を見出していく必要があります。

(2) コンプライアンスの徹底・強化について

コンプライアンスは会社存続にかかわる深刻で本質的な課題であることを十分認識し、当社グループにおいては、内部管理体制の強化に努めるとともに、一人ひとりの当事者意識と責任感、風通しの良い職場環境など、意識・風土面での醸成が欠かせません。

こうした役職員全員の意識レベルを高めて維持する取組みをたゆまず継続していく必要があります。具体的には以下の取組みを進めます。

- ① 当社グループ各社において、リスク・コンプライアンス管理規程等に則った継続的なコンプライアンス研修などを実施することにより、全役職員の意識向上を図ります。
- ② 当社グループ内で想定されるリスクを管理し適切にコントロールすべく、各部署・グループ会社ごとに、リスク事象ごとのリスク評価と対応策を洗い出し、每期、その対策の進捗状況などを確認・検証することで、リスクマネジメントを強化します。
- ③ コンプライアンス経営を強化し企業価値向上を図るため、グループ内で内部通報制度を設け、内部公益通報の社内外の通報・相談窓口を明確に定めるとともに制度の浸透を図り、不適正行為等の未然防止、早期発見及び早期是正に取組む体制とします。

4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

また、必ずしもリスク要因には該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

なお、文中の将来に関する事項は本書公表日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 市場環境の変化に係るリスク

カード・融資サービス、個別クレジットサービス、銀行保証サービス等の信販事業において、競争激化や新たなサービスの登場等により、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。また、これらの事業では顧客ニーズを取り込み、幅広くサービスを提供していきませんが、提供するサービスの業績は、個人消費の動向を含めた経済環境に大きく影響を受けます。

携帯電話事業では、従来の代理店間の競争に加え、各通信事業者がオンライン専用プランの提供を開始するなど競争環境は厳しさを増しております。当社グループで運営中のキャリアショップ等が優位性を確保できない場合には、利益率の低下や販売数の減少等の影響を受ける可能性があります。

当社グループは、人財の確保と育成、及びグループ総合力の発揮により、事業ポートフォリオの多様化に取組み、さらなる企業価値向上を図ってまいります。

(2) 信用リスク

① 貸倒引当金増加リスク

総債権の増加に伴う一定割合での延滞発生による貸倒引当金増加が見込まれます。また、景気の動向、個人破産申立の増加、その他、加盟店の経営状況悪化による倒産や加盟店不正行為等により、貸倒引当金を積み増す場合には、業績に影響を及ぼす可能性があります。これに対し、本リスクを低減するため、延滞発生動向等を審査、営業部門等と共有し、良質な債権の確保に努めております。

② 加盟店リスク

加盟店の経営悪化や破綻により、当該加盟店で当社グループをご利用いただいた顧客に対する継続的役務提供の停止や商品未納などが発生する可能性があります。これらの問題が発生した場合、加盟店管理態勢が不適切であるとして顧客より訴訟を受ける可能性があります。これに対し、個別クレジット加盟店を適正に管理するため、特に特定商取引に該当する加盟店についてはリスクに応じた加盟店管理を定期的実施しています。

また、当社の加盟店は、呉服、エステ、宝石等の特定業種の割合が比較的高く、これらの業態の販売動向が景気動向による影響を大きく受ける場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 市場の金利上昇リスク

当社グループでは、資産と負債の状況をモニタリングし、ALM（資産及び負債の総合管理）を行うことにより、調達した資金の安定化・効率化を図っておりますが、金融情勢の著しい変化が生じた場合などの環境変化により、円滑な資金の確保が困難となる、あるいは、通常よりも著しく不利な金利水準での資金調達を余儀なくされることで、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

具体的には、金利上昇局面において、営業債権や貸付金などの新規取扱いにおいて、調達金利上昇を反映させた分割手数料や貸付金利等の引き上げなどの対策が想定されますが、これらを実施するのに相当な時間を要する場合があります。調達金利の上昇分を運用金利に転嫁できない場合、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 流動性リスク

当社グループは、銀行等金融機関からの借入金により資金調達を行っております。市場の状況や当社グループの財務内容の悪化等により、必要な資金の確保が困難となる、又は資金の確保に通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、事業活動や業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(5) 法的規制に関するリスク

① 信販事業について

当社グループにおいては、貸金業、包括・個別信用購入あっせん業及びクレジットカード番号等取扱契約締結などを行っておりますが、これらについては、法令等により各種の業務規制を受けているため、将来における法律、規則、政策、実務慣行等の変更が、当社グループの業務内容や業績に影響を及ぼす可能性があります。また、信販事業では、法令遵守に向けて適正な管理・運営を図っておりますが、万一法令に抵触する行為があった場合、当局から法令に基づく処分を受ける可能性があります。その場合、当社グループの信用力が毀損し、業績に影響を及ぼす可能性があります。

＜割賦販売法、特定商取引法＞

包括・個別信用購入あっせん及びクレジットカード番号等取扱契約締結関連の事業は「割賦販売法」の適用を受けます。このため当社グループは、割賦販売法の定める行為規制（支払可能見込額調査、加盟店調査、書面の交付、クレジットカード番号等の適切な管理など）、民事ルール（支払停止の抗弁、与信契約のクーリングオフ、契約解除等に伴う損害賠償の額など）及び認定割賦販売協会の自主ルールを遵守した業務運営を確保

しなければなりません。今後、同法が改正された場合、その内容によっては業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループが取扱うクレジット契約が訪問販売などの特定商取引法類型のいずれかに該当する方法で行われる場合は、「特定商取引法」の適用を受け、同法を遵守した業務運営を確保しなければなりません。同法の適用を受ける加盟店の動向によっては、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

<貸金業法、利息制限法>

融資事業は、「貸金業法」、「利息制限法」等の適用を受けます。このため当社グループは、貸金業法等の定める各種規制（過剰貸付の禁止、貸付条件並びに標識の表示、書面の交付、帳簿の備え付け、取立行為の規制、債権証書の返還など）及び認定貸金業協会の自主ルールを遵守した業務運営を確保しなければなりません。今後、同法が改正された場合、その内容によっては業績に影響を及ぼす可能性があります。また、過去の貸付に対する「利息制限法」上限金利を超える利息部分の返還請求に伴い、超過利息の返還等を行う場合があります。当社グループは、返還請求件数等の状況を注視しており利息の返還に伴う損失見込額について引当金を計上しておりますが、予想以上の返還請求を受けた場合は、業績に影響を及ぼす可能性があります。

<犯罪収益移転防止法>

当社グループの包括信用購入あっせん・融資は「犯罪収益移転防止法」において「特定事業」と定義され、その事業活動を行う上で「取引時確認、確認記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置」（以下、「取引時確認等の措置」といいます。）の義務が課されており、「取引時確認等の措置」を的確に実施するための態勢整備が求められます。これらは、経済産業省・金融庁等の監督事務を通じ「取引時確認等の措置」に係る課題等の指摘を受けた場合は報告徴収命令による自主的な業務改善状況の報告が求められます。さらに、顧客管理態勢に不備があるなど重大な問題があると認められるときは、業務改善命令あるいは業務停止命令等の発出が検討されることとなります。

これら法令を遵守するために、当社グループの全役職員を対象とした教育を継続的に実施するとともに、法令及び社内規程に基づく業務運営が適正に行われているかどうかについて定期的に点検を行うなど、コンプライアンス態勢の整備・改善に取り組んでおります。

② 携帯電話事業について

携帯電話事業の電気通信事業者等の代理店業務については、次の法令等の規制があります。

- ・「電気通信事業法」
- ・「独占禁止法」（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）
- ・「景品表示法」（不当景品類及び不当表示防止法）
- ・「個人情報保護法」
- ・「携帯電話不正利用防止法」（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律）等

当該法令等について、以下のような場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

- ・法令等の改正による販売方法や市場の変化、通信事業者との取引条件の変更等があった場合。
- ・総務省等の行政機関による政策の推進、ガイドラインの制定・改定等が実施された場合。
- ・法令等に違反し、当社グループに対する信頼の低下に加えて、損害賠償請求や代理店契約の解除、営業停止等の処分を受けた場合。

携帯電話事業では、上記の関係法令や基準に準拠して作成しておりますが、これら法令等に変更があった場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。当社グループでは、当該法令等の遵守のため、従業員への教育・啓発を含めた社内管理体制の強化に取り組んでまいります。

③ 許認可等の状況

当社

法規制等	許認可	番号	取得年月日／有効期限等	所管官庁等
割賦販売法	包括信用購入あっせん業者登録	中国(包) 第11号	取得日 2010年6月18日 有効期限 なし	中国経済産業局
	個別信用購入あっせん業者登録	中国(個) 第4号ー4	更新日 2022年6月19日 有効期限 2025年6月18日	
	クレジットカード番号等取扱契約締結事業者登録	中国(ク) 第10号	取得日 2019年6月27日 有効期限 なし	
貸金業法	貸金業登録	鳥取県知事(1) 第00318号	取得日 2023年3月1日 有効期限 2026年3月1日	鳥取県
資金決済法	前払式支払手段(第三者型)発行登録	中国財務局長 第00131号	取得日 1991年6月7日 有効期限 なし	中国財務局
古物営業法	古物商許可	第701080002978号	取得日 1975年9月26日 有効期限 なし	鳥取県公安委員会

株式会社テレプラザ

法規制等	許認可	番号	取得年月日／有効期限等	所管官庁等
古物営業法	古物商許可	第701080006581号	取得日 2010年5月28日 有効期限 なし	鳥取県公安委員会

株式会社ホテルわこう

法規制等	許認可	番号	取得年月日／有効期限等	所管官庁等
旅館業法	旅館業営業許可証	第12-4号	取得日 2000年7月31日 有効期限 なし	鳥取県米子保健所

株式会社わこう介護サービス

法規制等	許認可	番号	取得年月日／有効期限等	所管官庁等
介護保険法	介護保険事業所 (わこうデイサービス河崎)	3170202323	2024年9月25日更新(地域密着型通所介護) 有効期限 2030年9月24日	米子市
			2019年10月1日指定(第1号通所事業) 有効期限 2025年9月30日	
			2022年4月1日指定(地域密着型通所介護) 有効期限 2028年3月31日	境港市
	介護保険事業所 (法勝寺ケアプラザデイサービス)(注)	3171500899	2024年11月1日指定(通所介護) 有効期限 2030年10月31日	南部箕蚊屋広域連合
			2024年11月1日指定(第1号通所事業) 有効期限 2030年10月31日	
	介護保険事業所 (法勝寺ケアプラザショートステイ)	3171500915	2020年2月1日指定(短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護) 有効期限 2026年1月31日	
児童福祉法	障害児通所支援事業所 (こどもデイサービスわこう皆生通り)	3150200321	2022年7月1日更新(放課後等デイサービス) 有効期限 2028年6月30日	鳥取県
	障害児通所支援事業所 (こどもデイサービスわこう住吉)	3150200537	2020年3月1日指定(放課後等デイサービス) 有効期限 2026年2月28日	
	障害児通所支援事業所 (こどもデイサービスわこう境港)	3150400103	2022年3月1日指定(放課後等デイサービス) 有効期限 2028年2月28日	
障害者総合支援法	特定相談支援・障害児相談支援事業所 (相談支援センターかなで)	3130400249	2022年4月1日指定(指定計画相談支援) 有効期限 2028年3月31日	境港市
児童福祉法		3170400117	2022年4月1日指定(指定障害児相談支援) 有効期限 2028年3月31日	

(注) 介護保険事業所 (法勝寺ケアプラザデイサービス：介護保険事業所番号3171500899) については、2024年9月26日付で、11月1日以降の指定居宅サービス事業者としての指定の更新を受けております(指定の有効期間 2024年11月1日から2030年10月31日まで)。また、2024年10月7日付で、11月1日以降の指定第1号事業者としての指定の更新を受けております(指定の有効期間 2024年11月1日から2030年10月31日まで)。

(6) システム・情報セキュリティリスク

① システムリスク

当社グループは、大規模なコンピューターシステムを保有しており、国内の拠点や、顧客、各種決済機構等のシステムとの間を通信ネットワークで結び情報を処理しております。当社グループでは、システムの安定稼働に努めるとともに、重要なシステムについては原則としてバックアップを確保するなど、不測の事態に備えた対応手順や連絡体制の整備、訓練等対策も講じておりますが、システムの大規模な誤作動等の事態が発生した場合、顧客サービスに支障を来し、業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 情報リスク

当社グループは、事業の特性から大量の顧客情報を取得、保有、利用しております。大切な顧客の情報の漏えいを防ぐため、個人情報の適正な取扱いに関する態勢を整備し、役職員への教育・研修、システム上のセキュリティ対策等、様々な対策を講じておりますが、当社グループ及び業務委託先において、外部からの不正アクセス、媒体運送中の事故、内部関係者の関与等によって重要な情報の漏えいが発生した場合、損害賠償責任の発生や法令に基づく処分を受ける可能性があります。その場合、当社グループの信用力が毀損し、業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ サイバーセキュリティリスク

セキュリティ機器で検知した外部からの攻撃件数やウイルス検知件数が増加傾向にあります。当社グループは、システム上のセキュリティ対策に加え、役職員への教育・研修等様々な対策を講じておりますが、外部からのサイバー攻撃によって、コンピューターシステムの停止、データ改ざん、重要な情報の漏えい等が発生した場合、損害賠償責任の発生や法令に基づく処分を受ける可能性があります。その場合、当社グループの信用力が毀損し、業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 外部不正リスク

クレジットカードの不正利用被害額は業界全体として増加傾向にあります。当社グループは、不正監視システムによる検知に加え、会員への本人認証サービス登録促進等の未然防止対策の強化を図っておりますが、不正利用被害額の増加により、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 事務リスク

当社グループでは、業務遂行に際して多種大量な事務処理を行っております。事務処理に際しては、基本ルールに則った厳正な事務を実践し、事務処理精度の向上や事故、不正の防止とともに事務処理におけるシステム化促進など、より効率的な事務を目指しています。しかしながら、誤指示や誤登録、処理の大幅な遅延等正確な事務処理を怠ったことで個人情報漏えいや顧客への誤請求、加盟店への精算遅延等の事故や不正が発生した場合、その内容や規模によっては顧客の信用や加盟店の事業に影響を与え、損害賠償責任や社会的信用の失墜を招き、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 携帯電話事業固有のリスク

① 通信サービス事業の市場環境や通信事業者の事業方針について

携帯電話事業においては、通信事業者が提供する通信サービスへの利用契約の取次を行うことにより、当該サービスを提供する事業者から契約取次の対価として手数料を収受しております。この受取手数料の金額、支払対象期間、並びに通話料金に対する割合等の取引条件は、通信事業者の方針や携帯電話等販売市場でもそれぞれ異なっております。当社グループは関係法令の改正や通信サービス市場の環境変化、また、各通信事業者の事業方針・取引条件の影響を受けます。

今後も、関係法令の改正や通信サービス市場の環境変化、また通信事業者の事業方針・取引条件を踏まえ、収益の最大化に取り組んでまいります。

② 通信事業者との代理店契約について

当社の子会社である株式会社テレプラザは、携帯電話事業の主な事業分野である携帯電話等の販売・取次事業を行っており、株式会社N T T ドコモと代理店契約を締結し、所定の条件のもとで展開しております。各通信事業者との代理店契約は、通信事業者及び当社グループが契約継続に同意する限り自動更新されます。当社グループは、通信事業者との代理店契約並びに当該事業者の方針等の順守と、さらなる収益の拡大に取り組んでまいります。株式会社N T T ドコモの店舗運営方針、インセンティブプランの変更等があった場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 人的リスク

当社グループは、幅広い分野で業務を行っていることから、有能な人材を継続的に確保し、採用した人材を育成・教育していくことが必要不可欠ですが、当社グループが有能な人材の確保及び雇用の維持、人材の教育ができなくなった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 評判リスク

当社グループの評判は、顧客、投資家、監督官庁及び社会との関係を維持する上で極めて重要です。社会的責任への懸念が生じる取引や法令等違反、従業員の不正行為、システム障害等を防止できなかった場合、又はこれらに適切に対処することができなかった場合には、当社グループは、現在又は将来の顧客及び投資家を失うこととなり、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 関係会社リスク

当社グループは、当社と当社の連結子会社4社から構成されています（2024年7月末日現在）。当社グループの事業における連単比率に関して、当社及び当社子会社の信販事業及び携帯電話事業の占める割合が極めて高いものとなっております。今後、関係会社に関連する事業上のリスクが大きく顕在化した場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 企業買収等のリスク

当社グループは、今後も事業拡大のため、企業買収や新たな事業創出及び育成に関する投資を行う可能性があります。当該投資等が当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。また、今後の市場動向や経済環境の変化によっては、当該投資等が当初期待した結果を生み出す保証はなく、投資等の実行後の進捗状況によっては、投下資本の回収が困難になるなど、当社グループの業績及び事業計画等に影響を及ぼす可能性があります。当社グループでは、投資等の実行に際し、当社グループ事業とのシナジーやその効果に留意するとともに、実行後は実績の検証等により効果の最大化に努めてまいります。

(13) 災害等のリスク

我が国においては、大雨や大型台風、地震の発生頻度は増加傾向にあります。また、これら災害等の被害は、これまでの想定を大きく越える規模のものも起きてきています。

当社グループは、災害等の発生を想定した対策を整備・運用しておりますが、これら災害等の状況により、当社グループの事業継続や業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、従業員の安否確認や安全確保など、緊急危機対応についての手順を纏めており、有事に備えた訓練等の運用を行っております。また、事業継続に重要なシステムの災害対策にも取り組んでおり、今後も、引き続き従業員の安全と事業継続に向けた対応に取り組んでまいります。

(14) 訴訟リスク

当社グループには各事業分野において、事業運営に関する訴訟リスクが継続的に存在します。当社グループは、各事業において契約内容の確認等も行っておりますが、訴訟本来の性質を考慮すると係争中又は将来発生し得る訴訟の結果を予測することは不可能であり、係争中又は将来発生し得る訴訟において、当社グループにとって不利な結果に終わった場合、当社グループの事業展開に支障が生じる、又は当社グループに対する信頼が低下する可能性や、財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

(15) 優先株式に関するリスク

① 優先株式を発行した経緯

当社では、発行済株式総数（普通株式及び種類株式の合計1,008,080株）のうち、本書提出日現在、80株のC種優先株式を発行しております。

引受先である株式会社山陰合同銀行（以下「山陰合同銀行」という。）は、当社の議決権を5.00%保持しておりますが、銀行法の規制により5%超の銀行保有は制限されているため、出資にあたっては、議決権のない株式として優先株式を発行しております。

山陰合同銀行が保有するC種優先株式の内容は以下のとおりです。

（優先配当金の額）

1. 当社は、2009年8月1日以降の事業年度末日を基準日とする剰余金の配当をするときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という）又は優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という）に先立ち、優先株式1株あたり払込金額に、それぞれの事業年度ごとに2.に定める年率（以下「配当年率」という）を乗じて算出した額（ただし、当該剰余金の配当にかかる基準日の属する事業年度中の日を基準日として優先株主又は優先登録株式質権者に対して既に剰余金の配当をしているときは、優先株式1株につき行ったかかる剰余金配当の額を控除した額（ただし、ゼロを下回る場合はゼロ））の配当金（以下「優先配当金」という）を支払う。
2. 配当年率は、各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。
 - ・ 2009年から2013年までに開始する事業年度における配当年率
＝日本円TIBOR（6ヶ月もの）＋0.50%
 - ・ 2014年から2018年までに開始する事業年度における配当年率
＝日本円TIBOR（6ヶ月もの）＋1.00%
 - ・ 2019年以降に開始する事業年度における配当年率
＝日本円TIBOR（6ヶ月もの）＋1.50%配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。
なお、日本円TIBOR（6ヶ月もの）は、当該優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める方法により計算するものとする。
3. ある事業年度において優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が当該事業年度にかかる優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
4. 優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金を配当しない。
5. 当社は定款に定める中間配当を行うときは、毎年1月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、1.に定める配当金の2分の1に相当する額の中間配当を支払う。

（残余財産の分配）

1. 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。
 - ・ C種優先株式1株につき、その1株当たりの払込金額相当額を踏まえて、優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める額。
2. 優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、1.の他残余財産の分配を行わない。

（議決権）

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

（株式の併合又は分割、募集株式の割当て等）

1. 当社は、法令に定める場合を除き、優先株式について株式の分割又は併合を行わない。
2. 当社は、優先株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利、又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

3. 当社は、優先株主に対し、株式無償割当て、又は新株予約権無償割当てを行わない。

(金銭を対価とする取得請求権)

優先株主は、優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって別に定める優先株式の取得を請求することができる期間（以下「取得請求期間」という）中、当社に対して、自己の有する優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該優先株式1株につき、その払込金額相当額を踏まえて優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める算定方法に従って算出される額の金銭を交付することを請求することができる。

(優先株式の取得条項)

1. 当社は、優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって別に定める日が到来したときは、当該優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、当該優先株式を取得するのと引換えに、当該優先株式1株につき、その払込金額相当額を踏まえて優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める算定方法に従って算出される額の金銭を交付する。
2. 前項に基づき、優先株式の一部を取得するときは、比例按分又はその他当社の取締役会が定める合理的かつ公平な方法により行う。

(普通株式を対価とする取得請求権)

優先株主は、優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって別に定める取得請求期間中、当社に対して、自己の有する優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該優先株式1株につき、その払込金額相当額並びに当社の純資産額及び発行済普通株式総数を踏まえて優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める算定方法に従って算出される数の当社の普通株式を交付することを請求することができる。

(一斉取得)

当社は、取得請求期間の末日までに当社に取得されない優先株式の全部を、取得請求期間の末日の翌日をもって取得する。この場合、当社は、当該優先株式を取得するのと引換えに、当該優先株式1株につき、その払込金額相当額並びに当社の純資産額及び発行済普通株式総数を踏まえて優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める算定方法に従って算出される数の当社の普通株式を交付する。

② 今後の優先株式に関する見通し

2024年7月期決算時点での分配可能額は約23億円と試算されることから、残優先株式全部（80株、8億円）の取得・消却は可能な状況にあります。しかしながら、取引金融機関との良好な取引関係（借入金のプライシング及びクレジットライン等）を継続するためには、財務基盤として現状程度の自己資本額（約30億円）を維持すべきと考えております。そのため今後も優先株式の取得・消却は利益水準に見合った額をもって行う方針としています。現状では、今後2年以内（2026年7月期まで）若しくは3年以内（2027年7月期まで）を目途に、残優先株式の全部（80株、8億円）を取得し、消却する方針です。

(16) 山陰合同銀行グループとの関係に関するリスク

当事業年度末日現在において、当社普通株式の発行済株式総数のうち5.00%は山陰合同銀行が保有しております。山陰合同銀行の保有する議決権の比率は5.00%であり、銀行法の規制により5%超の銀行保有は制限されていることから、無議決権株式であるC種優先株式について、普通株式を対価とする取得請求権は行使されないものと判断しております。なお、山陰合同銀行グループとの間で、以下の人的関係及び取引関係を有しておりますが、何らかの要因により出資方針や取引方針等の変更が生じ、出資関係、人的関係及び取引関係を見直される可能性があります。ただし、その時期は想定されるものではなく、当該リスクが顕在化する可能性は判断できるものではありません。当社グループは、山陰合同銀行グループとの関係を維持する方針ではありますが、当該リスクが顕在化した場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

① 人的関係について

当事業年度末日現在において、当社の役員9名（うち取締役6名、監査役3名）のうち、山陰合同銀行と役職を兼ねているものはおりません。

また、当事業年度末日現在において、山陰合同銀行グループ出身の役員は4名おりますが、当社の人材として事業活動に貢献が見込まれること及びナレッジの共有により当社の知見向上に資すると判断しており、今後も必要に応じ受け入れていく方針であります。

② 取引関係について

山陰合同銀行は当社グループのメインバンクであるため、借入金の依存度は2024年7月期末において48.8%となっています。また、当社グループと山陰合同銀行との間の信販事業に係る取引は2024年7月期において648百万円であり、その内容は同行の個人向けローンに対する信用保証料の受取であります。

山陰合同銀行との取引については、関連当事者取引に該当しませんが、当該取引の合理性及び取引条件の妥当性について社内規程に定められた承認を得ることとし、取引の健全性及び適正性を確保する体制を構築しております。

(17) 担当J-Adviserとの契約の解除に関するリスク

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場いたしました。

当社は、本書公表日現在において、株式会社日本M&Aセンターとの間で、担当J-Adviser契約（以下、「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下

のとおりです。

なお、本書公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下、「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社日本M&Aセンター（以下、「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下、「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

甲が次のいずれかに該当する場合には、乙は本契約を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態にある場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態を解消できなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続、更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」（以下、「私的整理に関するガイドライン」という。）に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態を解消することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態を解消できなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドラインに基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）本号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
 - （a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - （b）甲が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。

- (a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
 - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。
- ⑤ 事業活動の停止
- 甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。
- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
 - b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通投資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
 - c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- ⑥ 不適当な合併等
- 甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社とする株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はiからviiiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合
- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損
- 第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む。）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき
- ⑧ 発行者情報等の提出遅延
- 甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合
- ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等
- 次のa又はbに該当する場合
- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
 - b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- ⑩ 法令違反及び上場契約違反等
- 甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合
- ⑪ 株式事務代行機関への委託
- 甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが事実となった場合
- ⑫ 株式の譲渡制限
- 甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合
- ⑬ 完全子会社化
- 甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合
- ⑭ 指定振替機関における取扱い
- 甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
- ⑮ 株主の権利の不当な制限
- 甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。
- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
 - b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動

とすることができないものの導入

- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。
 - d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
 - e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
 - f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
 - g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。
- ⑩ 全部取得
甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。
- ⑪ 反社会的勢力の関与
甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。
- ⑫ その他
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

- ① 甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、1ヵ月間の期間を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ② 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1ヵ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③ 本契約を解除する場合、特段の事情のない限り、乙は予め本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知する。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(資産の部)

当連結会計年度末における総資産は43,863百万円（前期末比5,470百万円増）となりました。このうち、流動資産につきましては、41,162百万円（同5,013百万円増）となりました。これは主に、割賦売掛金の増加4,935百万円によるものであります。固定資産につきましては、2,701百万円（同456百万円増）となりました。これは主に、繰延税金資産の増加495百万円によるものであります。

(負債の部)

当連結会計年度末における総負債は40,002百万円（同5,077百万円増）となりました。このうち、流動負債につきましては31,736百万円（同3,917百万円増）となりました。これは主に、短期借入金の増加3,500百万円、1年以内返済予定の長期借入金の減少571百万円、割賦利益繰延の増加560百万円によるものです。固定負債につきましては8,265百万円（同1,159百万円増）となりました。これは主に、長期借入金の増加1,082百万円によるものです。

(純資産の部)

当連結会計年度末における純資産につきましては3,860百万円（同393百万円増）となりました。これは主に親会社株主に帰属する当期純利益697万円の計上、利益剰余金の増加261百万円によるものです。ただし、負債の増加により、自己資本比率は0.2%低下し8.8%となりました。

(3) 経営成績の分析

「第3 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績」に記載のとおりであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「4 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

当社グループの資本の財源及び資金の流動性につきましては、「第3 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度における主要な設備の新設、除却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 発行者

2024年7月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
			建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
本社部門 (鳥取県米子市)	信販事業 及びその他	営業用設備	46	6	787 (5,494.45 ㎡)	8	69	912	164 (13)
テナント 部門 (鳥取県米子市)	その他	営業用設備	122	0	—	—	17	139	0 (0)
営業店	信販事業	営業用設備	1	0	—	6	0	8	50 (0)

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、書画骨董、ソフトウェア等の合計であります。
2. 従業員数の(外書)は、当連結会計年度における平均臨時雇用者数です。
3. 上記の他、連結会社以外から賃借している主な設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	事業区分の名称	設備の内容	年間賃貸料 (百万円)
福岡支店 (福岡県福岡市)	信販事業	営業用設備	5
広島支店 (広島県広島市)	信販事業	営業用設備	4
岡山支店 (岡山県岡山市)	信販事業	営業用設備	3

(2) 国内子会社

2024年7月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
				建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	リース 資産	その他	合計	
株式会社テ レプラザ	支店 (鳥取県米 子市 他)	携 帯 電 話 事 業	営 業 用 設 備	116	5	18	0	140	71 (10)
株式会社わ こう介護サ ービス	事業所 (鳥取県米 子市 他)	その他	営 業 用 設 備	12	1	4	—	18	34 (22)
株式会社ホ テルわこう	事業所 (鳥取県米 子市)	その他	営 業 用 設 備	1	2	—	1	5	8 (1)
株式会社F Cパートナ ーズ	本社 (東京都中 央区)	その他	営 業 用 設 備	—	1	—	0	1	1 (0)

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、ソフトウェア等の合計であります。
2. 従業員数の(外書)は、当連結会計年度における平均臨時雇用者数です。
3. 上記の他、連結会社以外から賃借している主な設備の内容は、下記のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	事業区分の 名称	設備の内容	年間賃貸料 (百万円)
株式会社テレプラ ザ	ドコモショップ米子 店（鳥取県米子市）	携帯電話事業	営業用設備(店舗)	10

- (3) 在外子会社
該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 重要な設備の新設等
該当事項はありません。
- (2) 重要な設備の除却等
該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(2024年7月31日)(株)	公表日現在発行数(2024年10月29日)(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,032,000	3,024,000	1,008,000	1,008,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	単元株式数100株
C種優先株式	80	—	80	80	—	(注)
計	4,032,080	3,024,000	1,008,080	1,008,080	—	—

(注) C種優先株式の内容は次のとおりであります。

(優先配当金の額)

- 当社は、2009年8月1日以降の事業年度末日を基準日とする剰余金の配当をするときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という）又は優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という）に先立ち、優先株式1株あたり払込金額に、それぞれの事業年度ごとに2．に定める年率（以下「配当年率」という）を乗じて算出した額（ただし、当該剰余金の配当にかかる基準日の属する事業年度中の日を基準日として優先株主又は優先登録株式質権者に対して既に剰余金の配当をしているときは、優先株式1株につき行ったかかる剰余金配当の額を控除した額（ただし、ゼロを下回る場合はゼロ））の配当金（以下「優先配当金」という）を支払う。
- 配当年率は、各事業年度について、下記算式により計算される年率とする
 - 2009年から2013年までに開始する事業年度における配当年率
＝日本円TIBOR（6ヶ月もの）＋0.50%
 - 2014年から2018年までに開始する事業年度における配当年率
＝日本円TIBOR（6ヶ月もの）＋1.00%
 - 2019年以降に開始する事業年度における配当年率
＝日本円TIBOR（6ヶ月もの）＋1.50%
 配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。
 なお、日本円TIBOR（6ヶ月もの）は、当該優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める方法により計算するものとする。
- ある事業年度において優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が当該事業年度にかかる優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- 優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金を配当しない。
- 当社は定款に定める中間配当を行うときは、毎年1月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、1．に定める配当金の2分の1に相当する額の中間配当を支払う。

(残余財産の分配)

- 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。
 - C種優先株式1株につき、その1株当たりの払込金額相当額を踏まえて、優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める額。
- 優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、1．の他残余財産の分配を行わない。

(議決権)

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(株式の併合又は分割、募集株式の割当て等)

- 当社は、法令に定める場合を除き、優先株式について株式の分割又は併合を行わない。
- 当社は、優先株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利、又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- 当社は、優先株主に対し、株式無償割当て、又は新株予約権無償割当てを行わない。

(金銭を対価とする取得請求権)

優先株主は、優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって別に定める優先株式の取得を請求することができる期間（以下「取得請求期間」という）中、当社に対して、自己の有する優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該優先株式1株につき、その払込金額相当額を踏まえて優先株式の発行に先立っ

て取締役会の決議によって定める算定方法に従って算出される額の金銭を交付することを請求することができる。

(優先株式の取得条項)

1. 当社は、優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって別に定める日が到来したときは、当該優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、当該優先株式を取得するのと引換えに、当該優先株式1株につき、その払込金額相当額を踏まえて優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める算定方法に従って算出される額の金銭を交付する。
2. 前項に基づき、優先株式の一部を取得するときは、比例按分又はその他当社の取締役会が定める合理的かつ公平な方法により行う。

(普通株式を対価とする取得請求権)

優先株主は、優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって別に定める取得請求期間中、当社に対して、自己の有する優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該優先株式1株につき、その払込金額相当額並びに当社の純資産額及び発行済普通株式総数を踏まえて優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める算定方法に従って算出される数の当社の普通株式を交付することを請求することができる。

(一斉取得)

当社は、取得請求期間の末日までに当社に取得されない優先株式の全部を、取得請求期間の末日の翌日をもって取得する。この場合、当社は、当該優先株式を取得するのと引換えに、当該優先株式1株につき、その払込金額相当額並びに当社の純資産額及び発行済普通株式総数を踏まえて優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める算定方法に従って算出される数の当社の普通株式を交付する。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2019年8月1日～ 2020年7月31日 (注1)	A種優先株式 △50	普通株式 1,008,000 A種優先株式 — B種優先株式 100 C種優先株式 150	—	504	—	—
2020年8月1日～ 2021年7月31日 (注2)	B種優先株式 △60	普通株式 1,008,000 B種優先株式 40 C種優先株式 150	—	504	—	—
2021年8月1日～ 2022年7月31日 (注3)	B種優先株式 △40	普通株式 1,008,000 B種優先株式 — C種優先株式 150	—	504	—	—
2022年8月1日～ 2023年7月31日 (注4)	C種優先株式 △30	普通株式 1,008,000 C種優先株式 120	—	504	—	—
2023年11月7日 (注5)	普通株式 △1,005,480	普通株式 2,520 C種優先株式 120	—	504	—	—
2024年2月16日 (注6)	普通株式 1,005,480	普通株式 1,008,000 C種優先株式 120	—	504	—	—
2024年5月31日 (注7)	C種優先株式 △40	普通株式 1,008,000 C種優先株式 80	—	504	—	—

- (注) 1. 2020年7月28日に当社発行のA種優先株式50株全部を優先株主より取得（強制償還）し同時に消却したことにより減少しております。
2. 当社発行のB種優先株式につきまして、2021年2月16日に一部30株を、また2021年7月15日に一部30株を優先株主より取得（強制償還）し同時に消却したことにより減少しております。
3. 当社発行のB種優先株式につきまして、2022年3月15日にその残株式全部40株を優先株主より取得（強制償還）し同時に消却したことにより減少しております。
4. 当社発行のC種優先株式につきまして、2023年6月2日に一部30株を、優先株主より取得（強制償還）し同時に消却したことにより減少しております。
5. 株式併合（400：1）によるものであります。
6. 株式分割（1：400）によるものであります。
7. 当社発行のC種優先株式につきまして、2024年5月31日に一部40株を、優先株主より取得（強制償還）し同時に消却したことにより減少しております。

(6) 【所有者別状況】

① 普通株式

2024年7月31日現在

2024年7月31日現在

区分	株式の状況							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	7	—	32	—	—	54	93	—
所有株式数 (株)	—	302,400	—	482,800	—	—	222,800	1,008,000	—
所有株式数 の割合(%)	—	30.00	—	47.90	—	—	22.10	100	—

② C種優先株式

2024年7月31日現在

2024年7月31日現在

区分	株式の状況							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	1	—	—	—	—	—	1	—
所有株式数 (株)	—	80	—	—	—	—	—	80	—
所有株式数の割合(%)	—	100	—	—	—	—	—	100	—

(7) 【大株主の状況】

普通株式、C種優先株式の大株主の状況は、以下のとおりであります。

普通株式

2024年7月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対す る所有株式数の 割合(%)
松栄株式会社	島根県松江市白湯本町71	100,000	9.92
トワライズグループ従業員持株会	鳥取県米子市東福原2-1-1	62,000	6.15
株式会社山陰合同銀行	島根県松江市魚町10	50,400	5.00
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1-13-1	50,400	5.00
株式会社鳥取銀行	鳥取県鳥取市永楽温泉町171	50,400	5.00
株式会社山口銀行	山口県下関市竹崎町4-2-36	50,400	5.00
株式会社ゆめカード	広島県広島市東区二葉の里3-3-1	50,400	5.00
米子信用金庫	鳥取県米子市東福原2-5-1	50,400	5.00
N T S ホールディングス株式会社	東京都港区芝浦3-16-20	50,400	5.00
一畑電気鉄道株式会社	島根県松江市中原町49	50,400	5.00
他83名	—	442,800	43.93
計	—	1,008,000	100

(注) 1. 特別利害関係者等（大株主上位10名）

2. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

C種優先株式

2024年7月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の 割合(%)
株式会社山陰合同銀行	島根県松江市魚町10	80	100.00
計	—	80	100.00

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	C種優先株式 80	—	(注)
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,008,000	10,080	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,008,000	—	—
総株主の議決権	—	10,080	—

(注) C種優先株式の内容は、「第5 発行者の状況 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等」の(注)に記載のとおりであります。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

① 従業員株式所有制度の概要

当社は、トワライズグループ従業員持株会（以下、「持株会」といいます。）に対して当社株式を安定的に供給すること及び信託財産の管理により得た収益を従業員へ分配することを通じて、従業員の福利厚生の充実に図り、従業員の経営への参画意識や労働意欲を向上させるなど、当社の企業価値向上を図ることを目的として、「証券会社方式（全員組合員方式）」を導入しております。当該制度は、持株会に参加する従業員の全員を持株会の会員とし、持株会は民法上の組合として組織され、理事会、理事長といった機関を設けております。会員は、持株会の規約に従って拠出金を持株会に出資し、持株会が拠出金を原資として会社の株式を取得します。取得した株式は組合財産となり、各会員は、出資額に応じた持株会の持分を有することになります。各会員は、当該持株会の持分を持株会の理事長に信託します。これによって持株会が有する株式は持株会名義となります。株式の議決権は理事長が行使します。会員の指示により不統一行使も可能です。株式に対する配当金は持株会名義で支給されます。

② 従業員等持株会に当社株式を取得させる予定

発行情報提出日現在、当社株式を62,000株保有。今後取得する予定は未定であります。

③ 当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

受益者適格要件を充足する当社従業員持株会会員

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第1号によるC種優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数（株）	価額の総額（百万円）
取締役会（2024年5月15日）での決議状況 （取得日 2024年5月31日）	40	405
最近事業年度前における取得株式	—	—
最近事業年度における取得自己株式	40	405
残存授權株式の総数及び価額の総額	—	—
最近事業年度の末日現在の未行使割合（％）	—	—
最近期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合（％）	—	—

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	40	405	—	—
合併、株式交換、株式分割に係る 移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他（ — ）	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

3 【配当政策】

配当につきましては、財務体質の強化及び将来の事業展開への備え、当社グループを取り巻く事業環境などを総合的に勘案し、中長期的な視点にたつて安定的な利益還元を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当期の配当につきましては、当事業年度の業績や財務状況等を総合的に勘案し、普通株式1株につき10円、C種優先株式1株につき165,100円としております。なお、C種優先株式1株当たりの配当につきましては、C種優先株式発行要領に定める方式により算出しております。

内部留保につきましては、中期経営戦略の中長期ビジョンの実現に向けた基盤整備及び財務体質の強化のために効果的に活用してまいります。

当社は、「取締役会の決議によって、毎年1月31日を基準日として中間配当をすることができる」旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

（1）最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第59期	第60期	第61期
決算年月	2022年7月	2023年7月	2024年7月
最高(円)	—	—	—
最低(円)	—	—	—

（注）当社株式は、2024年10月23日付で東京証券取引所TOKYO PRO Marketへ上場したため、それ以前については該当事項はありません。

（2）【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2024年2月	2024年3月	2024年4月	2024年5月	2024年6月	2024年7月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

（注）当社株式は、2024年10月23日付で東京証券取引所TOKYO PRO Marketへ上場したため、それ以前については該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性9名、女性0名(役員のうち女性の比率0%)

役名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役社長	古山 英明	1962年9月6日	1986年4月 2022年8月 2022年8月 2022年10月 2023年6月	株式会社山陰合同銀行入行 株式会社山陰合同銀行退任 当社入社 顧問 当社代表取締役社長(現任) 株式会社シー・アイ・シー社外監査役(現任)	(注) 2	(注) 5	—
常務取締役 経営統括部長	高田 裕文	1966年11月11日	1989年4月 2016年10月 2017年10月 2021年10月	当社入社 当社執行役員 経営統括部経営企画グループ長 当社取締役 経営統括部長 当社常務取締役 経営統括部長(現任)	(注) 2	(注) 5	800
常務取締役	井上 一生	1964年6月22日	1987年4月 1989年5月 1989年5月 2018年10月 2019年10月 2021年10月 2022年8月	株式会社プライダル山田屋入社 株式会社プライダル山田屋退職 当社入社 当社執行役員 営業統括部長 当社取締役 営業統括部長 当社常務取締役 営業統括部長 当社常務取締役(現任)	(注) 2	(注) 5	—
常務取締役 総務部長	野澤 敏昭	1964年7月21日	1988年4月 2020年1月 2020年2月 2020年10月 2021年10月 2024年8月	株式会社山陰合同銀行入行 株式会社山陰合同銀行退職 当社入社 上席執行役員 総務経理部長 当社取締役 総務経理部長 当社常務取締役 総務経理部長 当社常務取締役 総務部長(現任)	(注) 2	(注) 5	—
取締役 情報システム部長兼サンメディア ビジネス部長	吉田 徹	1963年11月6日	1987年4月 2019年3月 2019年4月 2019年4月 2019年10月 2020年8月 2020年10月	富士通株式会社入社 富士通株式会社退職 当社入社 執行役員 当社執行役員 システム部長 当社上席執行役員 システム部長 当社上席執行役員 情報システム部長兼サンメディアビジネス部長 当社取締役 情報システム部長兼サンメディアビジネス部長(現任)	(注) 2	(注) 5	—
取締役 加盟店管理部長	荒金 啓介	1964年11月11日	1987年4月 2019年7月 2019年11月 2019年12月 2020年10月 2021年10月	株式会社山陰合同銀行入行 当社出向 株式会社山陰合同銀行退職 当社入社(転籍)執行役員 加盟店管理部長 当社上席執行役員 加盟店管理部長 当社取締役 加盟店管理部長(現任)	(注) 2	(注) 5	—
常勤監査役	牧島 史典	1962年6月26日	1985年4月 2016年7月 2017年6月 2017年7月 2019年4月 2019年10月 2021年10月	株式会社山陰合同銀行入行 当社出向 株式会社山陰合同銀行退職 当社入社(転籍) 常務(現上席)執行役員 業務部長 当社上席執行役員 監査部長 当社取締役 監査部長 当社常勤監査役(現任)	(注) 3	(注) 5	400
監査役	入江 道憲 (注) 1	1971年2月2日	1997年11月 1998年7月 1998年8月 1999年12月 2000年1月 2003年3月 2003年4月 2013年4月 2018年4月 2022年4月	朝日監査法人東京事務所入所 朝日監査法人東京事務所退所 東京共同会計事務所入所 東京共同会計事務所退所 朝日監査法人米子事務所入所 朝日監査法人米子事務所退所 入江公認会計士事務所開業 所長(現任) 当社監査役(現任) 三光ホールディングス株式会社社外取締役(現任) 鳥取県国民健康保険団体連合会監事(現任)	(注) 4	(注) 5	—
監査役	中村 栄治 (注) 1	1978年8月26日	2008年9月 2015年12月 2016年1月 2017年6月 2019年9月 2019年10月	吉峯総合法律事務所入所 吉峯総合法律事務所退所 中村・川端・山内法律事務所入所(現任) ローカルエナジー株式会社社外取締役(現任) 米子ガス産業株式会社社外監査役(現任) 当社監査役(現任)	(注) 3	(注) 5	—

(注) 1. 監査役入江道憲並びに中村栄治は、社外監査役であります。

2. 取締役の任期は、2024年10月開催の定時株主総会終結のときから2025年7月期に係る定時株主総会終結のときまでであります。

3. 常勤監査役並びに監査役の任期は、2024年7月開催の臨時株主総会終結のときから2027年7月期に係る定時

株主総会終結のときまでであります。

4. 2024年7月期における役員報酬の総額は、86百万円を支給しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、当社の基本理念等に基づき、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。このためには、迅速・果断な意思決定を行うとともに経営の透明性やステークホルダーに対する公正性を確保、かつ、迅速・果断な意思決定が重要であると考えており、当社の経営環境を踏まえ、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

② 会社の機関の内容及びコーポレート・ガバナンス体制

a 取締役会

取締役会は、取締役6名で構成されております。

監査役出席のもと、法令又は定款に定めるものの他、経営上の意思決定、業務執行状況の監督、その他法令で定められた事項及び重要事項の決定を行っております。当社では定時取締役会を月1回開催し、月次業務報告、その他の業務上の報告を行い、情報の共有化を図るとともに、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催しており、迅速かつ適切な意思決定に努めております。

各取締役の業務執行については、取締役相互の監視・監督義務を忠実に行うことを通して牽制機能を確保しております。さらに、取締役会には監査役も出席し、必要事項の報告を行うと同時に、意見を請うことで、各取締役に対する牽制が、より強固に機能しております。

b 監査役会

(a) 監査役監査の組織、人員及び手続

監査役会は、監査役3名で構成されており、うち2名が社外監査役であります。監査役会は、原則として隔月開催される他、必要に応じて随時開催され、法令・定款及び監査役会規則の定めるところにより、監査の方針・計画・方法及びその他監査に関する重要な事項についての意思決定を行っております。各監査役は、これらの決定に基づき、取締役会を始めとする重要な会議への出席や社長との意見交換、業務執行及び財産管理の状況調査等を通して、取締役の職務執行を監査しております。また、内部監査部門と連携して監査するとともに、会計監査人及び内部監査部門と三様監査を実施するなど、お互いの情報交換を行うことにより、監査の実効性を高めております。

なお、社外監査役の入江道憲は、公認会計士及び税理士として、中村栄治は弁護士として相当程度の経験、見識を有しております。

(b) 監査役及び監査役会の活動状況

当事業年度における監査役会は合計8回開催しており、個々の監査役の出席状況につきましては次のとおりとなっております。

氏名	開催回数	出席回数
牧島 史典	8回	8回
入江 道憲	8回	7回
中村 栄治	8回	8回

監査役会における主な検討事項は、監査役監査総括報告書の策定・承認、監査役監査計画の策定・承認、会計監査人の選任及び会計監査人の報酬等の同意、監査報告書の作成及び提出等であります。また、会社決算に関する事項、取締役の職務執行状況、内部統制システムの整備・運用状況、監査の状況等に関する報告を適時に実施し、これらの事項について随時意見交換をしております。

常勤監査役は、年間の監査計画に基づき、本部・営業店及び連結子会社に対する監査等を実施し、業務執行及び財産管理の状況を調査するとともに、取締役会や経営会議等の重要な会議及びリスクマネジメント統括委員会、コンプライアンス委員会等の重要な委員会に出席し、質問や意見表明を行っております。また、重要な決裁書類の閲覧や、取締役・執行役員・使用人からの業務執行状況の聴取に加え、会計監査人及び内部監査部門や内部統制部門からも適宜報告を受け、積極的な意見交換や情報収集等を行い、監査の実効性を高めており、さらにグループ会社の監査役を兼任していることから連結子会社の取締役会に出席するとともに、取締役・使用人等とも適宜情報交換を行い、企業集団における監査の充実に努めております。

監査役会としては、常勤監査役からの活動報告聴取、取締役会への出席等により、取締役の職務執行についての監査を行うとともに、当社及び連結子会社における内部統制システムの整備・運営状況の監視及び検証、並びに、内部統制状況の適切性・有効性を確認しております。

なお、会計監査人から監査方針、監査計画、監査の職務執行状況の説明や監査結果の報告等を受け、必要事項を聴取し、適正な監査を実施しているのかを監視及び検証した上で、会計監査人の職務執行評価や再任、監査方法及び結果の相当性等の判断を行っております。

(c) 内部監査

内部監査については、代表取締役社長直轄の独立組織として3名で構成される監査部が、本社部門、各営業店及び子会社等に対し、各種法令・規程等の遵守状況並びに業務管理体制の整備・運用状況等の内部監査を実施しております。監査結果については、取締役会において定期的に報告を行うとともに、該当部署に対しては整備改善指導を実施するなど、内部統制の強化に努めております。

c 会計監査

当社は太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2024年7月期において監査を執行した公認会計士は泉淳一氏であり、継続監査年数は7年以内であります。中間監査は泉淳一氏および柴田直子氏が業務を執行し、その後、柴田直子氏が退任しております。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士14名、その他22名であります。

なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

d 常務会

常務会は、取締役社長を議長として、取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役をもって構成され、必要に応じ常勤取締役、常勤監査役及び約付執行役員を出席させ、意見を求めることができることとしております。原則週一回の開催とし、必要に応じて臨時で開催しており、経営にかかわる重要事項についての報告を受け、審議を行っております。

e 経営会議

経営会議は、代表取締役社長を議長として、常勤役員、執行役員、本社各部室センター長、支店長にて構成され、期初に開催し、年度計画の示達と、各部重点施策・取組方針及び重要事項の連携・伝達を行っております。

f 全店長会議

全店長会議は、代表取締役社長を議長として、常勤役員、執行役員、本社各部室センター長、支店長にて構成され、半期の折り返しの下期初に開催し、年度計画の進捗報告と、重要事項の連携・伝達を行っております。

g コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、コンプライアンス統括責任者（代表取締役社長）を委員長とし、業務管理責任者、常勤取締役、本社各部室センター長をもって構成し、原則として半期に1回開催する他、必要に応じて随時開催し、コンプライアンス態勢確立のための具体的方策の立案や実効性の検証、問題点の改善・再発防止策、その他コンプライアンス上の重要課題について、審議・協議を行い、その内容を取締役会へ報告する体制としております。

h リスクマネジメント統括委員会

リスクマネジメント統括委員会は、代表取締役社長を委員長とし、常勤役員、本社各部室センター長、委員会の傘下にリスクファクターごとに検討・取組みを行う目的で設置した部会・会議（反社会的勢力対応部会、システムリスク対応部会、災害対策部会、クレーム会議、加盟店苦情対応会議、信用リスク管理部会、金利変動リスク対応部会）の責任者、疑わしい取引届出責任者、及び子会社各社の委員長が指名した役職員をもって構成し、原則として四半期に1回開催する他、必要に応じて随時開催し、リスクの防止及び損失等の最小化を図るため各部会・会議で検討したリスクの分析・評価、リスクへの対応等について、統合的に評価・審議を行い、その内容を取締役会へ報告する体制としております。

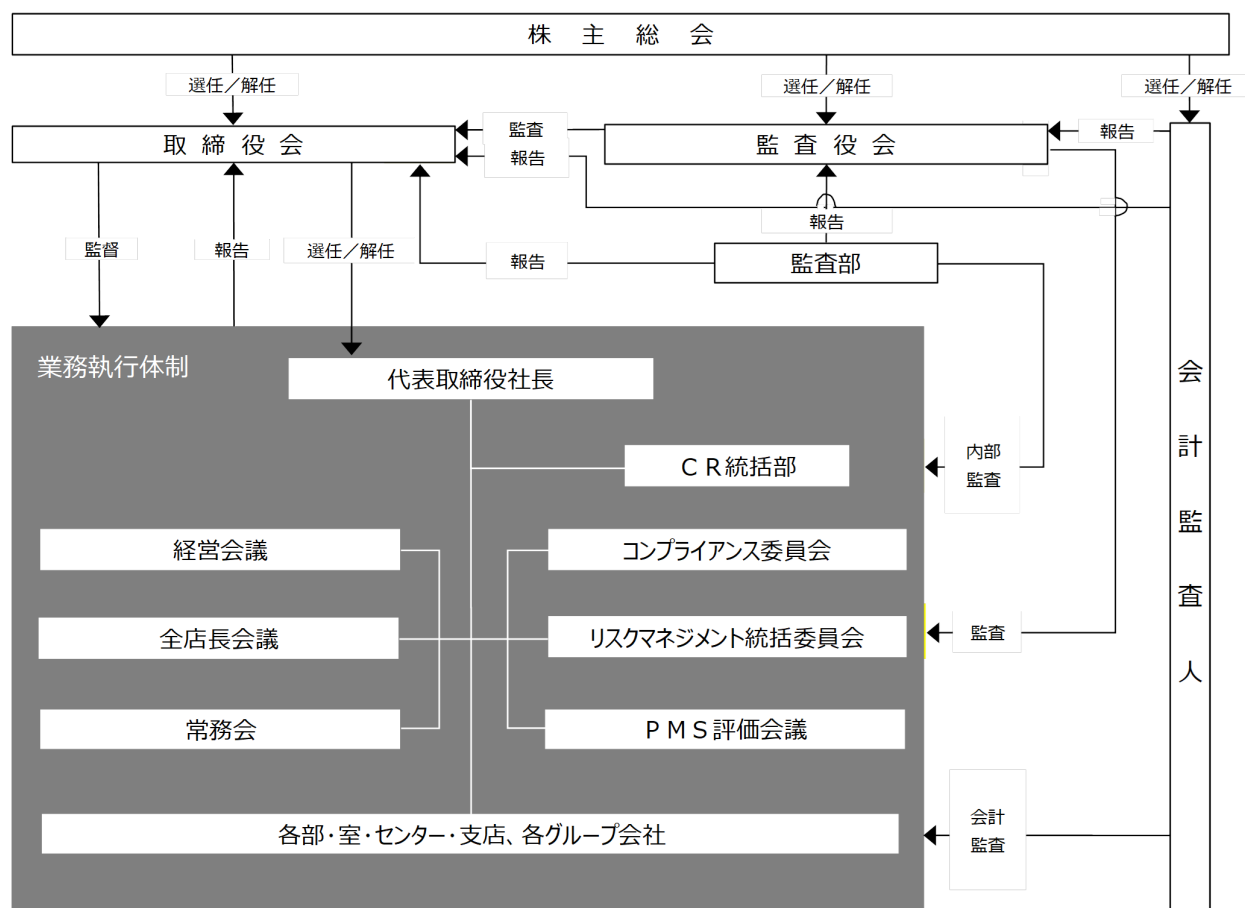
i PMS評価会議

PMS評価会議は、代表取締役社長、個人情報管理責任者、監査責任者、苦情・相談責任者、安全管理責任者、教育研修責任者、CR統括部長で構成し、毎年1回開催する他、必要に応じて随時開催し、個人情報の適切な保護のレベルを維持するため、個人情報保護マネジメントシステム（PMS）について定期的に評価・見直しを行っております。

j CR統括部

CR統括部は、コンプライアンス統括部門として、コンプライアンスに関する諸施策の企画・指導・法的支援を実施している他、リスク統括にかかわる計画の策定、推進に関する事項、PMSに関する事項の取りまとめを担っており、コンプライアンス委員会、リスクマネジメント統括委員会及びPMS評価会議の事務局を担当しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



③ 内部統制システムの整備の状況について

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）の整備に関する基本方針を、以下のとおり取締役会にて決議し、運用を行っております。

＜内部統制システムに関する基本方針＞

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、企業としての社会的信頼に応え、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、役員及び使用人（以下、役員及び使用人を併せて「役職員」といいます。）が遵守すべき企業倫理・法令遵守の基本原則及び具体的な行動指針を規定した「倫理綱領」「行動規範」を制定し、これの全役職員への配布と継続的なコンプライアンス研修等によりコンプライアンスの周知徹底を図る。
- (2) 取締役の職務執行の適法性を確保するため、取締役会を通じ取締役の職務執行の監視をより一層強化することとする。
- (3) 原則として全部署に内部管理責任者・内部管理担当者を配置し、各部署のコンプライアンス態勢の確立を推進し、各部署が管轄する業務に関する法令等及び社内規程その他の必要な知識等について、役職員に対する社内研修を実施する。

さらに、コンプライアンス統括部門であるC R 統括部を設置し、コンプライアンスに関する諸施策の企画・指導・法的支援を実施するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、同委員会においてコンプライアンス態勢確立のための具体的方策の立案や問題点の改善について、審議・協議を行い、その内容は取締役会に付議・報告する体制とする。

- (4) コンプライアンスを実現するための具体的な実践計画であるコンプライアンス・プログラムを期ごとに策定し、継続的なコンプライアンス態勢の強化・充実を図る。
- (5) コンプライアンスを実現するための具体的な手引書として、コンプライアンス・マニュアルを制定し、当社役職員として常に意識すべき事項や業務上守るべき事項等について、関連する法令・社内規程等とともに解説し、違法行為等を発見した場合の対処方法等を具体的に示す。
- (6) 営業部門から独立した監査部を設置し、内部監査規程及び監査計画に従い内部監査を実施する。
- (7) コンプライアンス等に関する情報について、通常の報告ルートとは異なる内部通報制度の窓口を社内外に整備するとともに、公益通報者保護法の趣旨に沿って制定された規程により、その運用を行う。
- (8) 当社は暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的勢力とは一切関係を持たず、

反社会的勢力からの要求を断固拒絶する方針を堅持する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令・社内規程に基づき、適切かつ確実に検索が容易な状態で保存・管理するとともに、情報種別に応じて定められた期間、保存・管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する体制については、リスクを統括管理する機関として、代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント統括委員会を設置し、また、各種リスクの重要度に応じて専門部会を設け、当社の業務執行に係るリスクの洗い出しを行う等、適切なリスク管理体制を整備し、不測の事態が発生した場合には、迅速に対応できる体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催するものとし、当社の経営に関する重要事項を決定する。

また、常務会を原則毎週開催し、取締役会付議事項の事前審議及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う体制とする。

5. 子会社を含む企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ企業全体に適用する倫理綱領や行動規範を整備するとともに、これを基礎としてグループ各社の諸規程に定め、経営管理強化を図る体制とする。

グループ会社は当社の監査部による定期的な監査の対象とし、監査の結果は当社の代表取締役に報告する体制とする。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人、その使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が職務を補助するための使用人を置くことを求めた場合には、使用人を配置することとし、その任命・異動に際しては、予め常勤監査役の同意を得ることとし、取締役からの独立性が確保できる体制とする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人が、監査役に対して、法定事項に加え当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査報告、その他コンプライアンス上の重要な事項等について、速やかに報告をする体制を構築する。

8. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告した役職員に対し、当該報告したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨を規程に明記し、全役職員に周知徹底する。

9. 監査役が職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務の執行について生ずる費用を支出するため、毎年、一定額の予算を設ける。また、監査役がその職務について生ずる費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が監査役の職務の執行に必要なものでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

10. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が監査業務の実効性を確保するため、監査役は取締役会、常勤監査役は常務会、コンプライアンス委員会、リスクマネジメント統括委員会などの重要な会議へ出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることができることとする。

また、代表取締役と監査役会との意見交換会を随時開催し、適切に意思疎通ができる環境とし、さらに、内部監査部門である監査部並びに会計監査人から監査内容について説明を受けるとともに、意見交換を行うなど、監査役が必要な情報収集を行える体制を確保する。

④ リスク管理体制の整備の状況

当社は、業務上のリスクを積極的に予見し、適切に評価するとともに、会社にとって最小のコストで最良の結果が得られるよう、リスクの防止及び損失等の最小化を図るための統合的なリスク管理体制を構築し、運用を行っています。

当社業務に関するリスクを総合的に把握・管理するための体制として、当社が晒されているコンプライアンスリスク、システムリスク、事故、災害等のリスク、評判、苦情処理等のリスク、信用リスク、市場リスク等の主要なリスクをリスクファクターごとに検討・取組みを行う部会・会議を設置し、加えてリスクを統括管理する機関として、リスクマネジメント統括委員会を設置し、定期的に開催の上、リスクの分析・評価、リスクへの対応等を審議し、審議結果を取締役に報告しています。

また、当社の業務運営に係るリスクとその管理部署を明確にし、各リスクの管理規程を制定するなど、リスク管理を恒常的に行う体制の整備及びその円滑な運営等に努めております。

⑤ 役員報酬の内容

役員の報酬等又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めておりません。当社の役員報酬の決定については、2020年10月29日開催の当社株主総会の決議により、取締役の報酬限度額を年額100百万円、2011年10月26日開催の当社株主総会の決議により、監査役の報酬限度額を年額20百万円としております。

- ⑥ 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
支配株主はありません。
- ⑦ 取締役及び監査役の定数
当社は、取締役の定数について、9名以内、監査役の定数について、4名以内とする旨を定款に定めております。
- ⑧ 取締役の選任決議要件
当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。
- ⑨ 株主総会の特別決議要件
当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。
- ⑩ 自己株式の取得
当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等による自己の株式の取得が行えるものとしております。
- ⑪ 取締役及び監査役の責任免除
- a 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。
 - b 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする旨を定款に定めております。
 - c 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。
 - d 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする旨を定款に定めております。この規定に基づき、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額であります。
- ⑫ 配当に関する事項
当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年1月31日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への事業年度中における還元を行うことを目的とするものであります。
- ⑬ 株式の保有状況
該当事項はありません。
- ⑭ 社外監査役との関係
当社は社外監査役を2名選任し、外部からの客観的及び中立的な立場から経営を監視する体制を構築しております。社外監査役と当社の間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係を有しておらず、一般株主との利益相反のおそれはありません。なお、当社は社外監査役の独立性に関する明確な基準は定めておりませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で選任を行っております。
- ⑮ 種類株式の発行
当社は、自己資本の充実を図り、財務基盤を強化するため、会社法第108条第1項第3号に定める内容（いわゆる議決権制限）について普通株式と異なる定めをした議決権のないC種優先株式を発行しております。
C種優先株式について議決権を有しないこととしている理由は、資本増強にあたり既存株主への影響を考慮したためであります。なお、C種優先株式の内容は、「第5 発行者の状況 1 株式等の状況 （1）株式の総数等」の(注)4に記載のとおりであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
発行者	29	-
連結子会社	-	-
計	29	-

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、監査日数、人員等を勘案した上で決定しております。

第6 【経理の状況】

1 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当社の当連結会計年度(2023年8月1日から2024年7月31日まで)の連結財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。
具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、監査法人等が主催するセミナーへの参加や社外専門家による勉強会を行っております。

【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年 7 月31日)	当連結会計年度 (2024年 7 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,908	1,790
割賦売掛金	※1, ※3 31,842	※1, ※3 36,777
受取手形及び売掛金	※2 228	※2 279
未収入金	2,347	2,602
棚卸資産	※6 130	※6 169
立替金	694	875
その他	143	110
貸倒引当金	△1,147	△1,442
流動資産合計	36,148	41,162
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	※3 328	※3 299
土地	※3, ※7 837	※3, ※7 787
その他	119	105
有形固定資産合計	※4 1,284	※4 1,192
無形固定資産		
ソフトウェア	30	29
その他	113	94
無形固定資産合計	143	123
投資その他の資産		
投資有価証券	561	650
出資金	90	87
敷金・保証金	78	76
長期前払費用	42	33
繰延税金資産	16	511
その他	27	25
貸倒引当金	△1	△1
投資その他の資産合計	815	1,385
固定資産合計	2,244	2,701
資産合計	38,393	43,863

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年7月31日)	当連結会計年度 (2024年7月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	703	951
短期借入金	※3, ※8 20,800	※3, ※8 24,300
1年以内返済長期借入金	※3 3,523	※3 2,952
未払金	134	160
未払法人税等	72	222
前受金	17	0
賞与引当金	66	63
ポイント制度引当金	33	34
債務保証損失引当金	※9 373	※9 377
割賦利益繰延	※5 1,707	※5 2,267
その他	386	406
流動負債合計	27,819	31,736
固定負債		
長期借入金	※3 6,385	※3 7,467
繰延税金負債	23	3
再評価に係る繰延税金負債	※7 109	※7 109
退職給付に係る負債	271	208
役員退職慰労引当金	46	62
利息返還損失引当金	194	349
資産除去債務	29	29
その他	45	35
固定負債合計	7,105	8,265
負債合計	34,925	40,002

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年7月31日)	当連結会計年度 (2024年7月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	504	504
利益剰余金	2,653	2,915
株主資本合計	3,157	3,419
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	75	155
土地再評価差額金	※7 250	※7 250
退職給付に係る調整累計額	△15	36
その他の包括利益累計額合計	309	441
純資産合計	3,467	3,860
負債純資産合計	38,393	43,863

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年 8 月 1 日 至 2023年 7 月31日)		当連結会計年度 (自 2023年 8 月 1 日 至 2024年 7 月31日)	
営業収益				
包括信用購入あっせん収益		517		482
個別信用購入あっせん収益		1,521		1,896
信用保証		875		927
融資		117		105
金融収益		26		27
携帯事業売上高		1,231		1,768
携帯事業受入手数料		734		903
その他営業収益		836		780
営業収益合計	※1	5,860	※1	6,891
営業費用				
販売費及び一般管理費	※2	4,034	※2	4,476
その他営業費用		1,343		1,792
金融費用		235		260
営業費用合計		5,613		6,529
営業利益		247		362
営業外収益				
受取利息及び配当金		0		0
債務保証損失引当金戻入額		28		—
利息返還損失引当金戻入額		82		—
支援金		5		4
受取保険金		4		9
受取立退料		—		9
受取地代家賃		9		9
雑収入		19		8
営業外収益合計		149		40
営業外費用				
支払利息		7		6
雑損失		1		1
営業外費用合計		8		7
経常利益		388		395

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年 8 月 1 日 至 2023年 7 月31日)		当連結会計年度 (自 2023年 8 月 1 日 至 2024年 7 月31日)	
特別利益				
固定資産売却益	※3	0	※3	14
投資有価証券売却益		0		34
その他		—		4
特別利益合計		0		52
特別損失				
固定資産除却損	※4	8	※4	0
投資有価証券評価損		14		—
減損損失	※5	19	※5	1
事業整理損		18		—
社名変更関連費用		—		65
その他		—		2
特別損失合計		61		70
税金等調整前当期純利益		327		377
法人税、住民税及び事業税		94		252
法人税等調整額		7		△572
法人税等合計		101		△319
当期純利益		225		697
親会社株主に帰属する当期純利益		225		697

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年 8 月 1 日 至 2023年 7 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2023年 8 月 1 日 至 2024年 7 月 31 日)
当期純利益	225	697
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	52	79
退職給付に係る調整額	△9	51
その他の包括利益合計	※1 43	※1 131
包括利益	269	828
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	269	828

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	504	—	2,766	—	3,270
当期変動額					
剰余金の配当			△34		△34
親会社株主に帰属する 当期純利益			225		225
自己株式の取得				△304	△304
自己株式の消却		△304		304	—
利益剰余金から資本剰余金 への振替		304	△304		—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	△112	—	△112
当期末残高	504	—	2,653	—	3,157

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	22	250	△6	266	3,537
当期変動額					
剰余金の配当					△34
親会社株主に帰属する 当期純利益					225
自己株式の取得					△304
自己株式の消却					—
利益剰余金から資本剰余金 への振替					—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	52		△9	43	43
当期変動額合計	52	—	△9	43	△69
当期末残高	75	250	△15	309	3,467

当連結会計年度(自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	504	—	2,653	—	3,157
当期変動額					
剰余金の配当			△29		△29
親会社株主に帰属する 当期純利益			697		697
自己株式の取得				△405	△405
自己株式の消却		△405		405	—
利益剰余金から資本剰余金 への振替		405	△405		—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	261	—	261
当期末残高	504	—	2,915	—	3,419

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	75	250	△15	309	3,467
当期変動額					
剰余金の配当					△29
親会社株主に帰属する 当期純利益					697
自己株式の取得					△405
自己株式の消却					—
利益剰余金から資本剰余金 への振替					—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	79	—	51	131	131
当期変動額合計	79	—	51	131	393
当期末残高	155	250	36	441	3,860

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年 8 月 1 日 至 2023年 7 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2023年 8 月 1 日 至 2024年 7 月 31 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	327	377
減価償却費	102	86
減損損失	19	1
事業整理損	18	—
貸倒引当金の増減額(△は減少)	172	294
賞与引当金の増減額(△は減少)	△1	△3
ポイント引当金の増減額(△は減少)	△3	1
債務保証損失引当金の増減額(△は減少)	△28	4
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	17	△63
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△8	15
利息返還損失引当金の増減額(△は減少)	△155	155
受取利息及び受取配当金	△26	△27
支払利息	242	266
有形固定資産売却損益 (△は益)	△0	△14
固定資産除却損	8	0
投資有価証券売却損益 (△は益)	△0	△34
投資有価証券評価損益 (△は益)	14	—
売上債権の増減額(△は増加)	△1,732	△4,974
棚卸資産の増減額(△は増加)	24	△38
仕入債務の増減額(△は減少)	△193	236
割賦利益繰延(△は減少)	312	560
その他	△263	△283
小計	△1,150	△3,439
利息及び配当金の受取額	26	27
利息の支払額	△245	△265
法人税等の支払額	△38	△106
法人税等の還付額	8	3
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,399	△3,780
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△40	—
定期預金の払戻による収入	76	5
有形固定資産の取得による支出	△19	△6
有形固定資産の売却による収入	0	64
無形固定資産の取得による支出	△5	△17
投資有価証券の取得による支出	△22	—
投資有価証券の売却による収入	0	59
敷金及び保証金の差入による支出	△1	△10
敷金及び保証金の返還による収入	3	13
その他	—	2
投資活動によるキャッシュ・フロー	△8	110

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)	当連結会計年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	51,550	54,700
短期借入金の返済による支出	△51,200	△51,200
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△23	△19
長期借入れによる収入	2,900	4,590
長期借入金の返済による支出	△3,002	△4,078
優先株償還による支出	△304	△405
配当金の支払額	△33	△29
財務活動によるキャッシュ・フロー	△113	3,556
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△1,522	△113
現金及び現金同等物の期首残高	3,426	1,903
現金及び現金同等物の期末残高	※1 1,903	※1 1,790

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	4社
連結子会社の名称	株式会社テレプラザ 株式会社わこう介護サービス 株式会社ホテルわこう 株式会社F Cパートナーズ

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

主な商品

先入先出法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

その他商品・仕掛品

個別法による原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品

移動平均法による原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)、一部の子会社は個別法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備は除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～60年

その他 3年～20年

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア (自社利用分) 5年 (社内における利用可能期間)

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権及び管理債権 (3ヶ月遅延等期限の利益を喪失した債権) については貸倒実績率等を勘案して必要額を、貸倒懸念債権等特定の債権については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ ポイント制度引当金

カードポイント制度によりカード会員に付与したポイントの商品交換による費用負担に備えるため、当連結会計年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

④ 債務保証損失引当金

債務保証等に係る損失に備えるため、代弁発生率及び貸倒実績率等を勘案して必要額を、有担保保証等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、損失見込額を計上しております。

⑤ 利息返還損失引当金

将来の利息返還の請求に備え、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。

⑥ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定率法により案分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理することとしております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額から中小企業退職金共済制度による給付見込額等を控除して退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 信販事業

信販事業における顧客手数料については、業界の実務慣行とされている会計処理方法によって収益を認識しております。

また、加盟店手数料やカード年会費の収益については、収益認識に関する会計基準等に基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

a 顧客手数料 期日到来基準とし、次の方法によっております。

包括信用購入あっせん	残債方式及び7・8分法
個別信用購入あっせん	7・8分法
信用保証	主として残債方式
融資	残債方式

(注) 計上方法の内容は次のとおりであります。

1. 残債方式とは、元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、各返済期日の到来のつど算出額を収益計上する方法であります。
2. 7・8分法とは、手数料総額を分割回数の積数で按分し、各返済期日の到来のつど積数按分額を収益計上する方法であります。

b 加盟店手数料 加盟店に対し立替払いした時点で履行義務を充足したと判断し、収益を計上しております。

c カード年会費 カード会員規約に基づき、期間の経過に応じて履行義務を充足したと判断し、収益を計上しております。

② 携帯電話事業

主に顧客に対しスマートデバイスの販売、並びに通信事業者が提供する通信サービスへの利用契約の取次を行うことによる対価として通信事業者から手数料を収受しております。このような商品の販売又はサービスの提供については、顧客に商品を引き渡した時点、又は代理店契約に基づく役務の提供が完了した時点で収益を認識しております。なお、商品の販売時に顧客へのサービス等の還元が、取引価格を算定する上で実質的な値引となるものについては、収益から減額した純額を認識しております。

③ その他の事業

その他においては、システム機器やプログラムプロダクト等の販売、金融サービスの業務受託やホテル運営、介護施設を通じたサービスを提供しております。システム機器やプログラムプロダクト等の販売については、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っており、顧客が商品又は製品を検収した時点で履行義務を充足したと判断し、収益を計上しております。金融サービスの業務受託については、主に顧客との契約に基づいて、自社割賦事業の事務代行サービスを提供する履行義務を負っており、当該契約は一定の期間にわたりサービスを提供するものであるため、期間の経過に応じて履行義務を充足したと判断し、収益を計上しております。ホテル運営については、宿泊及びこれに附帯するサービスを顧客に提供しており、顧客にサービスを提供した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。介護及び障がい福祉施設を通じたサービスについては、主に契約で定められた介護保険法及び児童福祉法の適用を受ける通所介護サービス、障害児通所支援サービスなどの役務提供を履行義務とし、顧客との契約に基づき役務を提供する一定期間にわたり充足されると判断し、月締めで収益を認識しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかなでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

① 割賦方式における営業収益の計上

割賦方式における営業収益は、「４．（５）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおり、主に期日到来基準によっております。なお、期日未到来の営業収益については、貸借対照表の流動負債に割賦利益繰延として計上しております。

② 金融収益及び金融費用の表示方法

金融収益及び金融費用は、その性格が本来の営業にかかわる収益及び費用であると考えられるため、損益計算書上、金融収益は主要な営業収益とは別に金融収益という項目を設けて営業収益に含め、金融費用は販売費及び一般管理費、その他の営業費用とは別に金融費用という項目を設けて営業費用に含めて記載しております。

③ 信用保証割賦売掛金及び信用保証買掛金

顧客の債務を保証する業務のうち、当社が集金する保証残高については貸借対照表の流動資産に信用保証割賦売掛金として、また流動負債に信用保証買掛金として両建て計上しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 貸倒引当金

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額 (単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
貸倒引当金(流動資産)	1,147	1,442
貸倒引当金(固定資産)	1	1

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループの貸倒引当金は、一般債権及び管理債権（3ヶ月遅延等期限の利益を喪失した債権）については貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を計上しており、貸倒懸念債権等特定の債権については、延滞期間や顧客の支払能力等を考慮し、将来の回収不能見込額を見積り、必要な額を計上しております。

貸倒引当金の見積りにあたっては、過去の一定期間における貸倒実績の趨勢が今後も継続するという仮定と一部の延滞債権の回収リスクを勘案し、算出しております。

将来、経済環境の大幅な変化や予測困難な事象の発生等により顧客の支払能力が低下した場合には、貸倒引当金の追加計上又は貸倒損失が発生する可能性があります。

2. 繰延税金資産

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額 (単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	16	511

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度において企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」における会社分類の見直しを行っております。

繰延税金資産の回収可能性は、利益計画に基づき課税主体ごとに将来の課税所得を合理的に見積り、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性のいずれかを満たしているかどうかにより判断しております。

当該見積り及び当該仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 債務保証損失引当金

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額 (単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
債務保証損失引当金	373	377

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、債務保証による損失に備えるため、有担保で個別に引当てた信用保証残高については一定の条件のもと個別に担保価格を計算した上で引当額を算出し、当該保証残高以外の信用保証残高については代位弁済率及び貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を計上しております。

債務保証損失引当金の見積りにあたっては、過去の一定期間における代位弁済及び貸倒実績の趨勢が今後も継続するという仮定のもと、算出しております。

将来、経済環境の大幅な変化や予測困難な事象の発生等により顧客の支払能力が低下した場合には、債務保証損失引当金の追加計上が発生する可能性があります。

4. 利息返還損失引当金

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額 (単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
利息返還損失引当金	194	349

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、利息制限法が定める上限を超える利率により融資契約を締結した顧客からの利息返還請求に備えるため、利息返還損失引当金を計上しております。

利息返還損失引当金の見積りにあたっては、主として過去の返還請求件数実績と平均返還単価実績から、将来の返還請求見込件数と平均返還単価の予測値を推測し、今後一定期間の返還請求見込額を算出しております。

今後の顧客からの返還請求の動向が、翌連結会計年度の利息返還損失引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)

1. 概要

日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針を企業会計基準委員会に移管するに際しての審議の過程で、2018年2月の企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の公表後に改めて検討を行うこととされた以下の2つの論点について、その検討の結果が公表されたものです。

① 税金費用の計上区分(その他の包括利益に対する課税)

② グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等(子会社株式又は関連会社株式)の売却に係る税効果

2. 適用予定日

2025年7月期の期首より適用予定です。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取保険金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、営業外収益の「その他」に表示していた23百万円は、「受取保険金」4百万円、「その他」19百万円として組み替えております。

前連結会計年度において、「特別利益」の「その他」に含めていた「固定資産売却益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別利益」の「その他」に表示していた0百万円は、「固定資産売却益」0百万円、「その他」100百万円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「有形固定資産売却損益(△は益)」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた△263百万円は、「有形固定資産売却損益(△は益)」△0百万円、「その他」△263百万円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

※ 1 部門別割賦売掛金

	前連結会計年度 (2023年7月31日)	当連結会計年度 (2024年7月31日)
包括信用購入あっせん	4,945百万円	4,691百万円
個別信用購入あっせん	25,702	30,926
融資	1,194	1,160
計	31,842	36,777

※ 2 受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年7月31日)	当連結会計年度 (2024年7月31日)
受取手形	1百万円	－百万円
売掛金	152	199

※ 3 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産			
	前連結会計年度 (2023年7月31日)	当連結会計年度 (2024年7月31日)	
割賦売掛金	19,822百万円	21,879百万円	
建物	128	120	
土地	837	787	
計	20,787	22,787	
担保付債務			
	前連結会計年度 (2023年7月31日)	当連結会計年度 (2024年7月31日)	
短期借入金	20,800百万円	24,300百万円	
長期借入金 (1年以内返済予定の長期借入金含む)	9,737	10,420	
計	30,537	34,720	

※ 4 有形固定資産の金額から直接控除している減価償却累計額

	前連結会計年度 (2023年7月31日)	当連結会計年度 (2024年7月31日)
有形固定資産	2,245百万円	2,281百万円
計	2,245	2,281

※ 5 部門別割賦利益繰延

	前連結会計年度 (2023年 7 月 31 日)	当連結会計年度 (2024年 7 月 31 日)
包括信用購入あっせん		
期首残高	80百万円	72百万円
増加額	913	865
減少額	920	869
期末残高	72	69
個別信用購入あっせん		
期首残高	1,170	1,513百万円
増加額	17,821	23,065
減少額	17,478	22,482
期末残高	1,513	2,096
信用保証		
期首残高	143	121百万円
増加額	1,576	1,426
減少額	1,599	1,445
期末残高	121	101
計		
期首残高	1,394	1,707百万円
増加額	20,310	25,357
減少額	19,998	24,797
期末残高	1,707	2,267

※ 6 棚卸資産

	前連結会計年度 (2023年 7 月 31 日)	当連結会計年度 (2024年 7 月 31 日)
商品	85百万円	137百万円
販売用不動産	0	0
未成受託業務支出金	1	0
貯蔵品	43	31
計	130	169

※ 7 土地の再評価

当社グループは、土地の再評価に関する法律（平成10年 3 月 31 日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年 3 月 31 日公布政令第119号）第 2 条第 4 号に定める地価税の計算のために公表された価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

・再評価を行った年月

2000年 7 月 31 日

	前連結会計年度 (2023年 7 月 31 日)	当連結会計年度 (2024年 7 月 31 日)
再評価を行った土地の期末における 時価と再評価後の帳簿価額との差額 (うち、賃貸等不動産に係る差額)	△548百万円 (△319)	△548百万円 (△319)

※8 当座貸越契約に関する記載

当社グループにおいては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行14行と当座貸越契約を締結しております。

連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年7月31日)	当連結会計年度 (2024年7月31日)
当座貸越極度額	25,200百万円	25,200百万円
借入実行残高	20,800	24,300
差引額	4,400	900

※9 偶発債務

当社グループにおいては、金融機関等が保有する貸付金等の債務の保証のみを行う業務に係る保証残高を、連結貸借対照表に計上せずに偶発債務として注記することとしております。

	前連結会計年度 (2023年7月31日)	当連結会計年度 (2024年7月31日)
提携金融機関が行っている個人向け ローン等に係る顧客	76,537百万円	79,345百万円
債務保証損失引当金	373	377
差引額	76,164	78,968

(連結損益計算書関係)

※ 1 顧客との契約から生じる収益

営業収益については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係） 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※ 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額

	前連結会計年度 (自 2022年 8 月 1 日 至 2023年 7 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2023年 8 月 1 日 至 2024年 7 月 31 日)
役員報酬	116百万円	112百万円
給料手当	1,213	1,099
賞与引当金繰入額	236	232
退職給付費用	41	44
貸倒引当金繰入額	560	724
債務保証損失引当金繰入額	—	4
利息返還損失引当金繰入額	—	278
支払手数料	276	284

※ 3 固定資産売却益の内訳

	前連結会計年度 (自 2022年 8 月 1 日 至 2023年 7 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2023年 8 月 1 日 至 2024年 7 月 31 日)
車両運搬具	0百万円	—百万円
土地	—	14
計	0	14

※ 4 固定資産除却損の内訳

	前連結会計年度 (自 2022年 8 月 1 日 至 2023年 7 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2023年 8 月 1 日 至 2024年 7 月 31 日)
建物及び構築物	7百万円	0百万円
機械装置及び運搬具	1	0
計	8	0

※ 5 減損損失

前連結会計年度（自 2022年 8 月 1 日 至 2023年 7 月 31 日）

前連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失(百万円)
株式会社わこう介護サービス河崎事業所	事業用資産	建物及び構築物、 その他	1
株式会社 F C パートナーズ	—	その他	18

当社グループはキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、各拠点を基礎としてグルーピングを行っており、遊休資産及び処分予定資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

株式会社わこう介護サービス河崎事業所における事業用資産については、営業活動から生じる損益が継続してマイナスであり、収益性が低下したことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物1百万円、建物附属設備0百万円、工具器具備品0百万円であります。なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスと見込まれることから具体的な割引率の算定は行わず、回収可能価額を零として評価しております。

株式会社 F C パートナーズにおける事業用資産については、同社をグループ会社化した際に譲受した顧客資産のうち取引解消顧客分に相当する金額であり、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、回収可能価額は、取引解消顧客分のため零として評価しております。

当連結会計年度（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失(百万円)
株式会社わこう介護サービス法勝寺事業所	事業用資産	建物及び構築物、その他	0
株式会社トワライズ	遊休資産	その他	0

当社グループはキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、各拠点を基礎としてグルーピングを行っており遊休資産及び処分予定資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

株式会社わこう介護サービス法勝寺事務所における事業用資産については、営業活動から生じる損益が継続してマイナスであり、収益性が低下したことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物0百万円、建物附属設備0百万円、工具器具備品0百万円であります。なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスと見込まれることから具体的な割引率の算定は行わず、回収可能価額を零として評価しております。

株式会社トワライズにおける遊休資産については、遊休化したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しておりますが、他への転用及び売却が困難であることから回収可能価額を零として評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

※ 1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2022年 8 月 1 日 至 2023年 7 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2023年 8 月 1 日 至 2024年 7 月 31 日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	75百万円	113百万円
組替調整額	—	—
税効果調整前	75	113
税効果額	△ 22	△ 34
その他有価証券評価差額金	52	79
退職給付に係る調整額		
当期発生額	△ 15	67
組替調整額	2	6
税効果調整前	△ 13	74
税効果額	4	△ 22
退職給付に係る調整額	△ 9	51
その他の包括利益合計	43	131

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,008,000	—	—	1,008,000
C種優先株式(株)	150	—	30	120
合計	1,008,150	—	30	1,008,120

(変動事由の概要)

2023年5月15日の取締役会決議に基づくC種優先株式の消却による減少 30株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年10月28日 定時株主総会	普通株式	10,080,000	10	2022年7月31日	2022年10月31日
	C種優先株式	24,390,000	162,600	2022年7月31日	2022年10月31日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年10月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	10,080,000	10	2023年7月31日	2023年10月30日
	C種優先株式	利益剰余金	19,716,000	164,300	2023年7月31日	2023年10月30日

当連結会計年度(自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,008,000	—	—	1,008,000
C種優先株式(株)	120	—	40	80
合計	1,008,120	—	40	1,008,080

(注) 2023年10月27日開催の株主総会決議により、2023年11月7日付で普通株式400株につき1株の割合で株式併合を行っております。また、2024年2月16日付で普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っております。このため、当連結会計年度の期首に当該株式併合及び株式分割が行われたと仮定して株式数を記載しております。

(変動事由の概要)

2024年5月15日の取締役会決議に基づくC種優先株式の消却による減少 40株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年10月27日 定時株主総会	普通株式	10,080,000	10	2023年7月31日	2023年10月30日
	C種優先株式	19,716,000	164,300	2023年7月31日	2023年10月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年10月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	10,080,000	10	2024年7月31日	2024年10月28日
	C種優先株式	利益剰余金	13,208,000	165,100	2024年7月31日	2024年10月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)	当連結会計年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)
現金及び預金	1,908百万円	1,790百万円
預入期間が3ヶ月超の定期預金	△5	—
現金及び現金同等物	1,903	1,790

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2023年 7 月31日)	当連結会計年度 (2024年 7 月31日)
1 年内	4百万円	5百万円
1 年超	17	17
合計	22	23

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社グループは、個別信用購入あっせん、包括信用購入あっせん、融資、信用保証を主とした信販事業を主力としております。これらの事業を行うため、市場の状況を踏まえながら、固定金利や変動金利、長短のバランスを調整して銀行等金融機関からの借入れにより資金調達しております。資金運用については主に流動性の高い金融資産にて行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、個別信用購入あっせん、包括信用購入あっせん、融資、信用保証を主とする信販事業による金銭債権で構成されており、顧客の契約不履行や加盟店の倒産等によってもたらされる信用リスクに晒されております。信販事業の一部については、いわゆるグレーゾーン金利を含む貸付金があり、利息返還請求を受ける可能性があります。

投資有価証券は、取引先との関係維持・強化、取引円滑化を目的に保有している株式であります。これらは、発行体の信用リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

金融機関からの借入金は、一定の環境のもとで当社グループが市場を利用できなくなる可能性があり、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。また、一部変動金利の借入れを行っており、金利の変動リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、クレジットポリシー及び倫理綱領・行動規範に照らし、信用リスク管理にかかる諸規程を整備し、これらに基づいて、クレジット契約等に対する初期与信審査、途上与信審査、信用情報管理、内部格付、延滞債権・問題債権への対応や、加盟店に対する初期・途上管理への対応などの総合的な与信管理に関する体制を構築し、運営しております。これら多岐にわたる与信管理は、各担当部署によって担われ、その内容については経営会議等への定期的な報告や付議を行っております。

② 市場リスクの管理

a 価格変動リスク

当社グループで保有している株式は、取引先との関係維持・強化、取引円滑化を目的に保有しているものであり、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務諸表等を取得し、財務状況等を把握しております。

b 金利リスク

借入金については、市場金利等の動向を継続的に把握することにより、金利の変動リスクを管理しております。また、金利変動リスク対応部会において、金利変動による影響について検討し対応を協議しております。

c 市場リスクに係る定量的情報

当社グループは、市場リスクに関する定量的分析を行っておりません。

なお、当社グループにおいて、主要なリスク変数である金利の変動により時価が変動する主たる金融商品は、割賦売掛金及び借入金であります。

市場金利による時価算定科目において、連結会計年度末の市場金利が10ベーシス・ポイント（0.1%）変化した場合の当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）への想定影響額は、10ベーシス・ポイント（0.1%）上昇したものと想定した場合は、当連結会計年度末現在、29百万円減少（前連結会計年度末現在では、同23百万円減少）し、10ベーシス・ポイント（0.1%）下落したものと想定した場合は、当連結会計年度末現在、29百万円増加（前連結会計年度末現在では、同23百万円増加）するものと把握しております。ただし、影響額を試算するにあたっては、市場金利以外のリスク変数に変化がないことを前提としております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、総務経理部財務グループが、各部署及び子会社からの報告に基づき、適時に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、市場価格に基づく価額その他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前連結会計年度（2023年7月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 割賦売掛金	31,842		
貸倒引当金(※1)	△575		
割賦利益繰延(※2)	△1,586		
	29,680	28,870	△810
(2) 投資有価証券			
その他有価証券(※3)	291	291	—
資産計	29,971	29,161	△810
(1) 長期借入金 (1年以内返済長期借入金含む)	9,909	9,944	35
負債計	9,909	9,944	35

(※1) 割賦売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(※2) 割賦売掛金に対応する割賦利益繰延のうち、利用者手数料を控除しております。

(※3) 市場価格のない株式等は、「(2) 投資有価証券」に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度(百万円)
非上場株式	270
出資金	90

当連結会計年度（2024年7月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 割賦売掛金	36,777		
貸倒引当金(※1)	△725		
割賦利益繰延(※2)	△2,165		
	33,886	32,884	△1,001
(2) 投資有価証券			
その他有価証券(※3)	404	404	—
資産計	34,290	33,289	△1,001
(1) 長期借入金 (1年以内返済長期借入金含む)	10,420	10,428	8
負債計	10,420	10,428	8

(※1) 割賦売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(※2) 割賦売掛金に対応する割賦利益繰延のうち、利用者手数料を控除しております。

(※3) 市場価格のない株式等は、「(2) 投資有価証券」に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(百万円)
非上場株式	245
出資金	87

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度 (2023年7月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
現金及び預金	1,904	—	—	—	—	—
割賦売掛金	14,804	7,728	4,609	2,643	1,276	780
受取手形及び売掛金	228	—	—	—	—	—
未収入金	2,347	—	—	—	—	—
合計	19,285	7,728	4,609	2,643	1,276	780

当連結会計年度 (2024年7月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
現金及び預金	1,785	—	—	—	—	—
割賦売掛金	17,204	8,864	5,311	2,917	1,532	947
受取手形及び売掛金	279	—	—	—	—	—
未収入金	2,602	—	—	—	—	—
合計	21,872	8,864	5,311	2,917	1,532	947

(注2) 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度 (2023年7月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	20,800	—	—	—	—	—
長期借入金 (1年以内 返済長期借入金含む)	3,523	2,052	1,224	2,761	311	35
合計	24,323	2,052	1,224	2,761	311	35

当連結会計年度 (2024年7月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	24,300	—	—	—	—	—
長期借入金 (1年以内 返済長期借入金含む)	2,952	2,124	4,398	714	230	0
合計	27,252	2,124	4,398	714	230	0

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算出した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2023年7月31日）

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券株式	291	—	—	291

当連結会計年度（2024年7月31日）

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券株式	404	—	—	404

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2023年7月31日）

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
割賦売掛金	—	—	28,870	28,870
資産計	—	—	28,870	28,870
長期借入金 （1年以内返済長期借入金含む）	—	9,944	—	9,944
負債計	—	9,944	—	9,944

当連結会計年度（2024年7月31日）

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
割賦売掛金	—	—	32,884	32,884
資産計	—	—	32,884	32,884
長期借入金 （1年以内返済長期借入金含む）	—	10,428	—	10,428
負債計	—	10,428	—	10,428

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しており、レベル1の時価に分類しております。

割賦売掛金

将来キャッシュフローが見積り可能な債権のうち残存期間が1年超の債権については、同様の新規契約を行った場合に想定される利率にその他市場参加者が要求するリスク・プレミアムを考慮した割引率により割引いて時価を算定しており、重要な観察できないインプットを用いていることからレベル3に分類しております。その他の債権については、残存期間が概ね1年以内の債権であり、時価は貸倒引当金を控除した金額に近似していることから当該価額を時価としており、レベル3に分類しております。

長期借入金（一年以内返済長期借入金含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現

在価値によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (2023年 7 月31 日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
株式	275	160	114
小計	275	160	114
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
株式	15	20	△4
小計	15	20	△4
合計	291	181	110

(注) 非上場株式 (連結貸借対照表計上額は270百万円) については、市場価格がないため、上表の「株式」には含めておりません。

当連結会計年度 (2024年 7 月31 日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
株式	387	160	226
小計	387	160	226
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
株式	17	20	△2
小計	17	20	△2
合計	404	181	223

(注) 非上場株式 (連結貸借対照表計上額は245百万円) については、市場価格がないため、上表の「株式」には含めておりません。

2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度 (2023年 7 月31 日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (2024年 7 月31 日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	59	34	—
合計	59	34	—

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。

当社及び一部の連結子会社は、給付額の一部を中小企業退職金共済制度（以下「中退共」という）からの給付額で充当しており、計算された退職給付債務から中退共より支給される金額を控除して計算しております。

また、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象外とされる割増退職金を支払う場合があります。

なお、連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を適用した制度を除く。) (単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年 8 月 1 日 至 2023年 7 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2023年 8 月 1 日 至 2024年 7 月 31 日)
退職給付債務の期首残高	426	437
勤務費用	25	27
利息費用	1	1
数理計算上の差異の発生額	17	△65
退職給付の支払額	△34	△28
退職給付債務の期末残高	437	372

(2) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表 (単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年 8 月 1 日 至 2023年 7 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2023年 8 月 1 日 至 2024年 7 月 31 日)
退職給付に係る負債の期首残高	37	38
退職給付費用	14	7
退職給付の支払額	△13	△4
制度への拠出額	△0	△0
退職給付に係る負債の期末残高	38	41

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表 (単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年 7 月 31 日)	当連結会計年度 (2024年 7 月 31 日)
非積立型制度の退職給付債務	480	418
中小企業退職金共済制度給付見込額	△208	△210
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	271	208
退職給付に係る負債	271	208
退職給付に係る資産	—	—
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	271	208

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額 (単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年 8 月 1 日 至 2023年 7 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2023年 8 月 1 日 至 2024年 7 月 31 日)
勤務費用	25	27
利息費用	1	1
数理計算上の差異の費用処理額	2	6
簡便法で計算した退職給付費用	14	7
その他	1	0
確定給付制度に係る退職給付費用	45	44

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)	当連結会計年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)
数理計算上の差異	2	6
合計	2	6

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)	当連結会計年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)
未認識数理計算上の差異	22	△51
合計	22	△51

(7) 数理計算上の計算基礎に関する事項

(単位：%)

	前連結会計年度 (自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)	当連結会計年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)
割引率	0.36	1.50
予想昇給率	5.70	5.70

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2023年7月31日)	当連結会計年度 (2024年7月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	225百万円	314百万円
債務保証損失引当金	113	115
退職給付に係る負債	84	80
利息返還損失引当金	59	106
税務上の繰越欠損金(注)	35	19
役員退職慰労引当金	14	19
未認識退職給付債務即時認識額	6	-
その他	99	88
繰延税金資産小計	638	743
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	△19	△13
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△552	△101
評価性引当額小計	△572	△114
繰延税金資産合計	66	629
繰延税金負債		
土地再評価差額金	△109	△109
その他有価証券評価差額金	△34	△68
無形固定資産	△33	△27
未認識退職給付債務即時認識額	-	△15
その他	△5	△8
繰延税金負債合計	△183	△230
繰延税金資産(△は負債)純額	△117	398

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2023年7月31日)

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	11	8	2	0	0	11	35
評価性引当額	-	△5	△0	△0	△0	△11	△19
繰延税金資産	11	3	1	0	-	-	(b) 16

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金35百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産16百万円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

当連結会計年度(2024年7月31日)

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	3	2	2	1	1	7	19
評価性引当額	-	△1	△1	△1	△1	△7	△13
繰延税金資産	3	1	1	0	-	-	(b) 6

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金19百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産6百万円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2023年7月31日)	当連結会計年度 (2024年7月31日)
法定実効税率	—%	30.5%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	—	1.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	—	△0.5
住民税均等割	—	1.6
評価性引当金の増減	—	△119.0
連結子会社の適用税率差異	—	1.8
その他	—	△0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	△84.7

(注) 前連結会計年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

株式会社テレプラザの建物の賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年～39年と見積り、割引率は0.00%～0.83%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)	当連結会計年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)
期首残高	17百万円	29百万円
見積りの変更による増加額	13	—
時の経過による調整額	0	0
資産除去債務の履行による減少額	1	—
期末残高	29	29

4. 当該資産除去債務の見積りの変更の内容及び影響額

前連結会計年度において、株式会社テレプラザの建物の賃貸借契約に基づく原状回復義務として計上していた資産除去債務について、原状回復費用に関する新たな情報の入手に伴い、見積りの変更を行いました。この見積りの変更による増加額13百万円を変更前の資産除去債務残高から増額しております。

なお、当該見積りの変更による前連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループにおけるセグメント別の顧客との契約及びその他の源泉から認識した収益の内訳は次のとおりであります。

前連結会計年度（自 2022年8月1日 至 2023年7月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント		その他 (注)	合計
	信販事業	携帯電話事業		
加盟店手数料	945	—	—	945
物品販売	—	1,232	—	1,232
代理店手数料	—	684	—	684
その他	171	50	659	881
顧客との契約から生じる収益	1,116	1,967	659	3,743
包括信用購入あっせん	185	—	—	185
個別信用購入あっせん	908	—	—	908
信用保証	875	—	—	875
融資	117	—	—	117
家賃収入	—	—	30	30
その他	89	—	—	89
その他の収益	2,175	—	30	2,205
セグメント間の内部取引又は振替高	△61	△0	△26	△88
外部顧客に対する営業収益	3,230	1,966	663	5,860

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ホテル事業、介護・福祉事業、自社クレジット事務代行業等を含んでおります。

当連結会計年度（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント		その他 (注)	合計
	信販事業	携帯電話事業		
加盟店手数料	1,100	—	—	1,100
物品販売	—	1,768	—	1,768
代理店手数料	—	780	—	780
その他	183	123	587	894
顧客との契約から生じる収益	1,284	2,672	587	4,544
包括信用購入あっせん	169	—	—	169
個別信用購入あっせん	1,109	—	—	1,109
信用保証	927	—	—	927
融資	105	—	—	105
家賃収入	—	—	30	30
その他	80	—	—	80
その他の収益	2,392	0	30	2,422
セグメント間の内部取引又は振替高	△ 50	△0	△ 24	△ 75
外部顧客に対する営業収益	3,626	2,671	593	6,891

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ホテル事業、介護・福祉事業、自社クレジット事務代行業等を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項） 4. 会計方針に関する事項（5）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	943	999
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	999	1,162
契約負債(期首残高)	12	10
契約負債(期末残高)	10	5

契約負債は、主に時の経過に応じて履行義務を充足したと判断し収益を認識する、信販事業におけるカード年会費、その他事業におけるネットサービス利用料等のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

前連結会計年度（自 2022年8月1日 至 2023年7月31日）

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

当連結会計年度（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、各事業会社が運営している施設や事業所が提供しているサービスの類似性を考慮した事業別のセグメントから構成されており、「信販事業」及び「携帯電話事業」の2つを報告セグメントとしております。

「信販事業」及び「携帯電話事業」の内容につきましては、「第2 企業の概況 3 事業の内容 (1) セグメント内容」に記載のとおりであります。

2. 報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」における記載と概ね同一であります。

3. 報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度 (自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)

(単位: 百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 2	合計	調整額 (注) 3	連結財務諸表 計上額 (注) 4
	信販事業	携帯電話事業	計				
営業収益 (注) 1							
外部顧客に対する営業収益	3,230	1,966	5,197	663	5,860	—	5,860
セグメント間の内部営業収益又は振替高	61	0	61	26	88	△ 88	—
計	3,291	1,967	5,258	690	5,949	△ 88	5,860
セグメント利益又は損失(△)	323	△ 23	300	18	318	△ 71	247
セグメント資産	37,562	697	38,260	455	38,715	△ 322	38,393
その他の項目							
減価償却費	39	25	64	24	88	13	102
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	24	27	52	10	62	△ 3	59

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、営業収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ホテル事業、介護・福祉事業、自社クレジット事務代行事業等を含んでおります。

3. 調整額は、セグメント間取引消去によるものです。

4. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

5. セグメント負債については、事業セグメントに負債を配分していないため記載しておりません。

当連結会計年度（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注) 2	合計	調整額 (注) 3	連結財務諸表 計上額 (注) 4
	信販事業	携帯電話事業	計				
営業収益 (注) 1							
外部顧客に対する営業収益	3,626	2,671	6,297	593	6,891	—	6,891
セグメント間の内部営業収益又は振替高	50	0	51	24	75	△ 75	—
計	3,676	2,672	6,349	617	6,967	△ 75	6,891
セグメント利益又は損失(△)	200	175	376	43	420	△ 57	362
セグメント資産	42,921	878	43,799	389	44,189	△ 326	43,863
その他の項目							
減価償却費	32	19	52	21	73	13	86
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	20	5	26	2	28	△ 3	24

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、営業収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ホテル事業、介護・福祉事業、自社クレジット事務代行事業等を含んでおります。

3. 調整額は、セグメント間取引消去によるものです。

4. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

5. セグメント負債については、事業セグメントに負債を配分していないため記載しておりません。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2022年 8 月 1 日 至 2023年 7 月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦以外の外部顧客に対する営業収益がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
株式会社N T T ドコモ	1,667	携帯電話事業
株式会社山陰合同銀行	597	信販事業

当連結会計年度（自 2023年 8 月 1 日 至 2024年 7 月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦以外の外部顧客に対する営業収益がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
株式会社N T T ドコモ	2,168	携帯電話事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2022年 8 月 1 日 至 2023年 7 月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	全社・消去	合計
	信販 事業	携帯電話 事業	計			
減損損失	-	-	-	19	-	19

(注)「その他」の金額は、主に自社クレジット事務代行事業に関するものであります。

当連結会計年度（自 2023年 8 月 1 日 至 2024年 7 月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	全社・消去	合計
	信販 事業	携帯電話 事業	計			
減損損失	0	-	0	0	-	1

(注)「その他」の金額は、主に介護・福祉事業に関するものであります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2022年8月1日 至 2023年7月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2022年8月1日 至 2023年7月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

前連結会計年度（自 2022年8月1日 至 2023年7月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

前連結会計年度（自 2022年8月1日 至 2023年7月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)	当連結会計年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)
1株当たり純資産額	2,230.42円	3,023.59円
1株当たり当期純利益金額	200.49円	674.24円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)	当連結会計年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	225	697
普通株主に帰属しない金額(百万円)	23	18
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	202	678
普通株式の期中平均株式数(株)	1,008,000	1,006,087

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	20,800	24,300	0.821	—
1年以内に返済予定の長期借入金	3,523	2,952	0.906	—
1年以内に返済予定のリース債務	18	15	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	6,385	7,467	0.906	2025年8月から 2029年7月まで
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	33	28	—	2025年9月から 2029年7月まで
合計	30,760	34,763	0.847	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	2,124	4,398	714	230
リース債務	11	8	5	2

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第 8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後 3 ヶ月以内
基準日	毎年 7 月 31 日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年 1 月 31 日、毎年 7 月 31 日
1 単元の株式数	普通株式 100 株、C 種優先株式 1 株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪府大阪市中央区北浜四丁目 5 番 33 号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、日本海新聞に掲載して行うこととしております。 当社の公告掲載 URL は次のとおりです。 https://www.towarise.jp
株主に対する特典	なし

（注） 1. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
 - (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
2. 当社の C 種種類株式は譲渡制限株式であり、これを譲渡により取得するには取締役会の承認が必要になります。

第二部 【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部 【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年10月29日

株式会社トワライズ
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 泉 淳一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トワライズの2023年8月1日から2024年7月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トワライズ及び連結子会社の2024年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。